

第九十四回国
会

参議院文教委員会、通信委員会連合審査会會議録第一号

昭和五十六年五月二十六日(火曜日)
午後一時開会

出席者は左のとおり。

文教委員会

委員長 降矢 敬義君
理事 大島 友治君
世耕 政隆君
勝又 武一君
佐藤 昭夫君

委員

井上 裕君
山東 昭子君
田沢 智治君
内藤三郎君
仲川 幸男君
松浦 功君
小野 明君
粕谷 照美君
本岡 昭次君
柏原 ヤス君
高木健太郎君
小西 博行君

通信委員会

委員長 福岡 知之君
理事 長田 裕二君
成相 善十君
長谷川 信君
大森 昭君

委員

岩崎 純三君
小澤 太郎君
志村 愛子君

新谷寅三郎君
高橋 圭三君
西村 尚治君
藤田 進君
太田 淳夫君
白木義一郎君
山中 郁子君
中村 鋭一君
青島 幸男君

議長 勝又 武一君
小野 明君

國務大臣

文部大臣 田中 龍夫君
郵政大臣 山内 一郎君

政府委員

文部政務次官 石橋 一弥君
文部大臣官房長 鈴木 勲君
文部大臣官房会 植木 浩君
計課長 宮地 貫一君
文部省大学局長 柳川 覺治君
文部省体育局長 田中眞三郎君
郵政省電波監理 局長

事務局側

常任委員会専門 員 瀧 嘉衛君
常任委員会専門 員 酒井 繁次君

説明員

行政管理庁行政 管理官 山下 正秀君

参考人

日本放送協合理 事 田中 武志君

本日の会議に付した案件

○放送大学学園法案(第九十三回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案(勝又武一君外一名発議)

〔文教委員長降矢敬義君委員長席に着く〕

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会、通信委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が連合審査会の会議を主宰いたします。

放送大学学園法案及び放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は、お手元に配付の資料により御了承願うこととし、趣旨説明の聴取は省略いたします。

これより両案について質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○大森昭君 放送大学学園法案につきましては、文教委員会を中心といたしまして、多くの議論が今日までされておるわけでありまして、いづれにいたしましても、この大学の構想全体に具体性が欠けていることだとか、あるいは放送大学の管理運営につきまして、大学としての自治、学問の自由への配慮が乏しいとか、優秀な教員の確保に不安があるとかいろいろ言われておりますが、とりわけきょうは連合でありまして、通信委員の立場で質問を進めたいと思っておりますが、何よりもこの放送大学学園法案によりまして準国家的な放送局が出現するというようなことがこれからの放送につきましても大変重要な問題でありますので、各項を追って質問をしたいと思っております。

文部省からいただきました資料によりまして、この放送大学の設立は本年七月、それから放送大学の設置は五十七年の十月、学生の受け入れは五十九年の四月、そして当面の実施地域は東京タワーからテレビ、ラジオの電波が到達する範囲、五十九年度から四年間を第一期とするというようにことが書かれておりますが、この計画の実施に要する投資をする総額、運営経費の所要額などについてはどういふふうに見込んであるわけですか。

○政府委員(宮地貫一君) お答え申し上げます。放送大学の試みはわが国最初の試みでございます。しかも全体計画としては大変大きなプロジェクトでございます。そういうことを受けまして、実施に当たりましては段階的に慎重に進めていく必要がある、かように考えております。

したがって、放送大学の第一期計画といたしましては、人口が大変多く、かつ人口構成にいたしましては、人口が多様な構成を持つておるといふようなことから、今後の拡大計画を考えていくに際しましては必要の資料を得やすいというように、あるいは広域の送信所といたしまして既存の東京タワーを利用できるというようにことから電波網整備に要する経費が過大にならないというように、また、放送大学の本部といたしましては千葉の幕張地区を予定していることなどを受けて、第一期の計画といたしましては関東地域を対象地域として発足するという考え方でございます。

そこでお尋ねの、第二期以降の全体計画についてのお尋ねでございますが、将来計画といたしましては、やはり放送衛星の実用化の動向の問題もございまして、最初に申し上げましたように、関東地域におきまして実施状況を十分勘案しながら、今後の検討課題というところで考えているわけでございます。その際、全体的な大学の進学人口の問題が絡むわけでございまして、高等教育へ進学する年齢でございまして十八歳人口というのが今後増

加の方向に向うわけでございます。昭和六十六年ないし七十七年ごろがピークということになりまして、そのころには現在よりも十八歳人口で申しますと約五十万人多い二百万台を超えるというような状況にございますので、私ももといたしましては昭和六十二年から七十一年ごろまでの間の十年というところで高等教育の整備計画というものを考えていかなければならぬ時期になっておるわけでございます。そういう全体的な動きも見ながら放送大学の対象地域の拡大というようになことにについても取り組んでいきたいというふうに考えております。

そこで、どれだけの経費を見積もっているのかというお尋ねでございますが、私も従来の準備を進めてまいりました段階で、昭和五十五年十二月に放送大学の創設準備に関する調査研究会というものをもちまして、そこで「放送大学の基本計画に関する報告」というものを取りまとめたいただいております。その計画で示されているところからいいますと、資本的な投資額としては約八百七十億、経常費としては約二百九十億というところでございまして、五十四年度価格で申し上げますと、資本的投資額としては約千億、経常費約三百六十億という経費を試算をいたしておるわけでございます。しかしながら、五十年当時には放送衛星に関する問題についてはまだ具体化していません。そのような事情もございまして、それらの点は当時の試算には対象から外しておることになっております。将来の課題としてはその問題もございまして、将来の拡大計画については、なおよく関係省庁とも御相談をしながらそれらの点についても具体的な今後の検討をしなければならぬ課題と、かように考えている次第でございます。

○大森昭君 いまの説明によりますと、いろいろ五十年の話、五十四年の話があるわけでありますが、いずれにいたしましても、この学習センターをそれぞれの地域につくるということが大変金がかかるわけですが、いまお話しした千億の

中に学習センターを何カ所全国的につくって、大体どの程度の規模で、土地などについても何坪ぐらいだとか、おおよその構想があるんだろうと思うんですが、いまの経費の千億の中に学習センターなどの計画の金額は入っているんですか。

○政府委員（宮地一君） 御指摘の学習センターについての経費についても、もちろん先ほど申し上げた中には、全体的な計画の中にも含まれてい

るわけでございます。当面の第一期計画におきます学習センターにつきましては、当面は関東地域ということで六カ所を予定いたしておるわけでございますが、具体的な設置計画等につきましては、放送大学の学長といわゆる教務関係者がかたまりまして、それの方々の御意見に即して今後決められていくということになるかと思うわけでございますが、従来検討いたしております中で申し上げますと、それぞれ学習センターにつきましては施設の規模を大体二千五百平米程度というふうなもので学習センターを考えております。内容的には三十人程度を収容できる講義室なり演習室あるいは実験室を合わせまして十教室程度設けまして、ほかに学生相談室でございまして、図書室等を設けるということで、一カ所建設費としては約四億程度ということとを試算としていたしております。

現在の計画でございます。

○大森昭君 四億程度の学習センターを当面ということをおっしゃったけれども、四億程度で学習センターができるのかどうかというの疑問でありますし、とりわけこの放送大学というのは教育の機会均等でありまして、全国的にこの放送が受信できるようにするんだらうと思うんですが、この全国的なネットワークをやるためにこの中継局などの建設だけでもかなりの費用がかかるし、全国的に放送をするということになりますと、少なくとも、まあ一〇〇％は無理でしょうけれども、八〇％程度カバーされることが必要だろうと思うんです。そうなつてきますと、この放送施設、要員に対する経費というふうなことを考えますと、これ、いま当面の計画しかないからよくわかりませんが、膨大な金がかかるんじゃないかと思うんですが、膨大な金がかかるんじゃないかと思うんですが、その辺のことも将来計画は算出されているのかどうか。また、何年後になればこれは全国普及というのが実現するのか。その点などはどうですか。

○政府委員（宮地一君） 御指摘のように、教育の機会均等ということも、もちろん私も私としても大変大事なことでございまして、おっしゃるように、八〇％のカバレッジというふうなことが一つの目標ということになるかと思っております。先ほど御説明をいたしました「放送大学の基本計画に関する報告」、これは放送大学について一つの具体的な設計図を書いたものというところになるわけでございまして、その基本計画においては、先ほど御説明したわけでございますが、地上系によりまして全国的な放送網の整備ということで試算をいたして、試算の金額としては先ほど御答弁申し上げたのとおりでございます。送信所を百九十六カ所というところで、全国各ブロックの世帯数の約八〇％をカバーするという考え方で経費を算出したしておるわけでございます。

先ほど最初に御答弁いたしましたわけでございますが、そういう計画で試算をいたしておりますけれども、当面第一期の計画として関東地域から実

施をいたしまして、さらに将来計画をいたしましては放送衛星との組み合わせの問題というふうな、なお今後検討をしなければならない課題というふうなこともございますので、そういう問題点については今後検討を進める課題として残されているわけでございます。しかしながら、この放送大学の問題については、すでに昭和四十四年以来今日まで十年にわたる検討経過を経まして、昭和五十四年度予算に予算計上されて以来御提案を申し上げておることは、まず第一期計画として関東地域からスタートをさせていただきまして、さらにその関東地域での学年進行と申しますか、その完成を見まして全国的に広げる際についての問題点等の検討を踏まえ、いま申しました放送衛星との関連というふうなことも踏まえながら将来計画の拡大については考えたい。時期的には先ほど申し上げましたような時期を想定をいたしているというところでございます。

○大森昭君 いや、あなたの答弁ですと、何か放送衛星とかかわり合いでということをおっしゃるけれども、放送衛星を使うということになれば、いま第一期計画、あるいは第二期計画も入るかも知れませんが、そういうことをやらずにこれはやるというのが一番効率的でありましてね、最初に放送衛星を使わない仕組みでやっておいて後で放送衛星を使うというふうになるということになると、ますますこれは十年間やっていたからという気持ちもわからないわけじゃないんです。が、放送衛星を使うということなら、それで実施をするという方がいんじゃないかと、その方がいいんじゃないかと思うんですが、ところで、いま話の出ました放送衛星ですが、郵政省はいろいろ計画をしているようでございまして、これも聞くところによりますと、六十三年から六十四年に放送衛星を打ち上げて、五十九年のやつは二チャンネルのようでありまして、第二世代と言われるものについては少しこのチャンネルもふえるような話もありますが、いまだどのような形でこの放送衛星の活用について検討されていますか。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、実用衛星計画でございませうけれども、通信用、放送用ございまして、五十七年度及び五十八年度に打ち上げるといふことでございませうけれども、それはいま申されまじやうにNHKの難視聴解消といふことでございませうが、六十年度前半にはより大型の実用の衛星、放送衛星のB-3の打ち上げが必要になるといふふうに考えておるわけでございませうけれども、これを私も第二世代といふふうに申しておりますが、第二世代の実用衛星、通信用と放送用とございませうけれども、その利用のあり方について検討を行うといふことで、昨年の六月から、省内に部外の学識経験者から成りますところの調査研究会といふものを設置したところでございませう。昨年度から始めておるわけでございませうけれども、昨年度は主に通信用のC-3の方の利用のあり方、一方放送衛星B-3の利用のあり方につきましても従来五回ばかり検討しておるんでございませうけれども、今年度は重点的にその放送衛星の利用のあり方について検討してまいりたいといふことでございませう。いままで五回開催いたしておりますけれども、そのうち放送衛星の関係で検討を行った事項でございませうけれども、まずわが国の宇宙通信の開発の現状をどう見るか。諸外国の放送衛星の利用のあり方、それから衛星放送の技術的可能性、こういうようなところを重点的に検討いたしまして、今後はまず利用分野の検討といたしまして、NHKによる利用のあり方あるいは民放による場合どうか、御指摘の放送大学による利用の場合、専門放送として利用する、そうした利用分野の検討が一面ございませう。

それから、二番目といたしましては、衛星を利用した新方式の放送といふようなことで、高品位テレビとかあるいは静止画放送、フアクシミリ放送、音声放送、そういうような面でも精力的にこゝとしじゅうに検討していただくと、そういうような状況になっております。

○大森昭君 ですから、話を聞いていますと、第二期以降の計画もまだ十分じゃないし、いまの郵政省の話を聞きますと、大体第二期の計画の時期ぐらいいにこの放送衛星が打ち上がるといふことになれば、さつきも質問に答弁がないんですけれども、全国的に実施できるのはいつごろかというのには答弁ないんですが、恐らく見当がつかないだろうと思うんですが、全国的にやるのは、だから答弁がないんだらうと思うんですが、放送衛星を上げればこれはもう全国至るところで見えるわけでありませうから、ですから、そうあわてずに四年ぐらいたてば全国に全部放送衛星を利用して活用できるわけでありませうから、そういうことで一期の工事を進めて中継のネットワークがむだになつてというよりも、どうなんですか、この放送衛星を上げるときにこの放送を使うということにはならないんですか。

○政府委員(宮地貫一君) その点については、先ほど来御答弁申し上げておるわけでございませうけれども、放送大学の構想そのものについては今日まで十年余にわたる検討経過を経て、結論といたしまして御提案申し上げておりますように、特殊法人の放送大学学園を設立し、その放送大学学園が大学と放送局とをあわせ持つという形で、放送法制上の問題、大学の学問の自由の確保の問題について、解決策としてそういう方途を、従来の調査結果を踏まえましてそういう結論を出していただいたわけでございませう。

御提案申し上げている点は、それらについて放送を大学教育に使うといふことについては、すでにテレビ、ラジオについて、それぞれ電波が一つ確保されているわけでございまして、大学教育にそういう放送を利用することが大変有効適切であるといふことを受けてまして、私も私としては、考え方としては、第一期計画として関東地域から実施に入らしていただきたいといふことで御提案を申し上げておるわけでございませう。

これから大学づくりを進めていくに当たりまして、やはり具体的には、この放送大学のための

教官をどのように確保するかということがやはり非常に重要な点でございまして、そういう具体的な教官の確保といふような事柄になりますと、現実に大学の責任者等について、大学の責任者といふような方々を定めることが必要でございまして、そういう方々が実際に放送大学の担当する教官スタッフをどのように確保していくかといふことを進めることが必要でございませう。そういう準備をいたしましては、これは行政サイドといたしましての準備といふことには限界があるわけございまして、そういう意味からぜひとも放送大学学園を発足していただきまして、そういう形で放送大学の実現といふものを図りたいといふことで御提案を申し上げておるわけでございませう。

放送衛星の問題等については、なお今後の検討課題といふことであるわけでございまして、それらについては先ほど郵政省からの御答弁もございまして、第二以降の第二期以降の具体的などう取り入れていくかといふことを検討したいといふことで御説明をされているわけでございませう。

なお、将来計画全体について、いつごろまでにつくるかといふことについて答弁が明確でないといふお尋ねでございませうが、私も私もいたしましては、先ほど申しました十八歳人口の動き全体を見まして、昭和六十二年から七十一一年ぐらいの時期に十八歳人口が非常にふえてくる時期でもございませうので、そのときまでには全国ネットを完成させるようにいたしたいといふことで、第二期以降の計画の目途といたしましては、そういう目途を持って対応をいたしているところでございませう。

○大森昭君 私は放送大学をやめちまへと言っているんじゃないですよ。あなたはそういう理解をしているのかわかりませんが、そこで、せっかく大学をつくられるなら、教育の機会均等——あなた関東関東と言いますけれども、大学いっぱいあるんですよ、関東なんというの。問題はそういう学びたくても学べない人たちをとにかくに

なれば、むしろ辺地と言っちゃ失礼ですけども、そういうところから放送が通じて十分教育ができるということがこの放送大学の一番の目的でしよう。だから、そういう意味で、まああなたが言うように十年以上かかっているからこゝでという話もありませうが、私も私もいたしまして、十年も待ったんだから、あと三年か四年たてば全国ネットワークでもって放送衛星が上がるわけだから、それを利用してしまえば、しかも第二期の計画もまだ具体化されてないしといふことで、待たらどうかという話をしているだけですかね。とりわけいま行政改革で国の財政がどう状況ですわね。ですから、そういう意味からいいますと、私なんかもう皆さん方もおられますが、昨今の財政の中で、まあ大学構想もいいたいといふことで出発をしたけれどもといふことで、多少あれじゃないですか、与党の先生方にも、ある程度もうちよつと待つた方がいいんじゃないかといふように聞いていますけれども、文部省としてはそういう意見は聞いていませんか。野党だけだと思つていますが、反対しているのは。

○政府委員(宮地貫一君) 従来の検討経緯については十分先ほど来申し上げた点でございまして、やはり大学教育の機会を広く社会人やあるいは家庭婦人等にも提供するということにもなるわけでございまして、先ほど申しましたように高等学校卒業生も今後ふえてくるというところでございませう。そういう際に、流動的に大学進学を保障するといふことが必要でございませうし、またわが国の生涯教育の充実といふことと高等教育の計画的整備を図るという点で、こういう新しい大学、まあ放送大学としてはもちろん最初の試みでございませうし、そういう新しいもので高等教育といふものを弾力化しながら対応していくといふこともぜひとも必要な事柄といふぐあいに考えまして、もちろん政府内部の合意をいただきまして、予算として決定をいただいて御提案を申し上げていくといふことでございませう。それらの点について

は、私どもとしては、ぜひともこの放送大学を御提案申し上げておられるような形で実現させていただくように御審議をお願いしたいということ、国会にもすでに五十四年度以来御提案を申し上げて今日まで経過しておりますのが現状でございます。

○大森昭君 いまちょっと答弁の中で、VHFですが、ということが言われましたが、東京でもあれですか、いま東京タワーを使うと、何もしないでこの放送が聞けるようになってるんですか。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。

先ほどから文部省の方からも御説明がありまして、五十九年度以降四年間の第一期計画におきまして、いろいろな利便、教官の協力あるいはいろいろな資料をとるために適切だということ、第一期計画としては東京タワーから電波を出し、しようということになっておるわけで、私どももすでにある鉄塔などはそのまま使えるわけでございまして、ただ送信機は新しく必要でございます。そういうことで、東京タワー、すてにアンテナはつけられると、こういうことでございます。

○大森昭君 受信機はどうなの。

○政府委員(田中眞三郎君) 受信機はそのまま現在普及しておりますUHFの受信機で十分かというふうに考えておるわけでございます。

○大森昭君 だから、家庭の方は機械を改造しなければいけないわけでしょう、それを受けるのに。

○政府委員(田中眞三郎君) 東京の場合、現在のところ東京から出ておりますのは、東京に届いておらず、VHFの電波でございます。しかし、これで今度計画しておりますのは、神奈川や千葉、埼玉等も目標としておるわけでございまして、こちらにつきましましては、UHFの局もございまして、まあ受信機につきましましては、最近のものは全部UHFが受かるようになっておるかと思ひますけれども、東京の場合、アンテナにつきましましては、UHFのアンテナをつける必要のある世帯がまだ幾らかあるんじゃないかというふうに考えております。

○大森昭君 どうもあんまり、局長も世の中のことを本当にわからないようですね。

それで、まあいざにいたしましても、そのような計画でもうこれ進めていくわけでありまして、そこで、きょうは行政管理局も来ています。行政管理局が、けさほどの新聞でもいろいろ行政改革の問題が大見出しで出ていますが、どうなんですか、こういうような新設の特殊法人について行政管理局というのはどういう態度をとっているんですか。

○説明員(山下正秀君) 御説明いたします。

特殊法人放送大学学園の設置でございますが、これは行政管理局といたしましてよく審査をした結果といたしまして、放送大学の設置主体としてその新設が必要であるということに結論を得ております。

○大森昭君 いや、すべてのプロジェクトが必要ないという計画はないんですよ。政府だって、みんな必要があるから計画立てていって、だれでも、今日の財政事情の中で、少なくともそれを一時中止するとかたなげずるとかいうことが行政管理局の考え方、とりわけ総理は政治生命をかけてというように、過度の裁減も出ましたけれども、電電公社のようには予算上支出ができるのもストップして議決案件だなんていうことをやっている世の中なんですか。いま聞くように二期以降の計画もできていない。

私は、だからさつきから言っているのは、放送大学やめちゃえって言うているじゃないですか。放送大学が上がる時期には全国的にできるから、そのときまでお待ちになったらどうですか、とりわけ今日の財政も大変厳しいわけだから、という主張をしているんですが、行政管理局は、この放送大学学園というのは大変いい内容だから、幾らかかかっても、今日の財政事情の中でも結構だと、こういう見解ですか。

○説明員(山下正秀君) 先ほど来文部省からの御説明にもありましたとおり……

○大森昭君 文部省じゃないんだよ。あなたに聞いているんだよ。行政管理局に。

○説明員(山下正秀君) 長い経緯をもちまして十分検討を重ねてきたところでございます。

放送大学は、放送を効果的に利用した大学教育を実施するということによりまして、大学教育の機会に対する国民の広範な要請にこたえるということ、必要な事業である。その際、その事業実施の方法として特殊法人という設置形態が適当であるかどうかということにつきまして、行政組織の管理という面から行政管理局がこれを審査いたしまして、行政機構の膨張を抑制するということも必要でございますので、膨張を抑制しつつ国民の新たなニーズにこたえるということでございます。そのための手法としてスクラップ・アンド・ビルドという考え方をもちまして、御承知のとおり五十五年の行政改革の閣議決定におきまして、文部省所管の特殊法人一つを縮減するということを同時に決め、この新設を認めたということでございます。

○大森昭君 すべての計画は、閣議の決定があったり、政府の方針があったりしていることは否定しませんけれども、ですからこのこともあなたが言ったようなことだろうと思うんであります。しかし、先ほどから質問していますように、むだなことをやるよりかという意味合いで、とりわけむだを省くことが行政管理局の今日の最大の使命でありますから、あなたに物を言っているわけでありまして、まあいざにいたしましても、あなたもここでいろいろ質問されて、まあ多少延ばした方がいいなんて言うような方じゃないでしょうか。行政管理局長官に、帰ってから、放送大学の学園の身というのは、決定はしたけれども大変金もかかるし、しかも一回つくった施設がむだになるわけですからね、放送衛星が上がれば、というように伝えて、よくひとつ議論してください。

そこで、時間がありませんから次へ移りますが、この法案の内容を読みますと、内部的な権限といいますが、主務大臣の監督権限が大変大きいわけでありまして、法人をつくりまして理事長の権限が大変これに集中するし、管理機構を民主化することがより学園の上では必要だと思ふんであります。このような内容でいいというふうに文部省は考えているわけですか。

○政府委員(宮地眞一君) 管理機構についてのお尋ねでございますが、放送大学の設置者として特殊法人である放送大学学園を設置するわけでございますが、文部大臣といたしましては、主管の大臣としてその管理運営について責任を負うという立場に基づいて、必要最小限のものを私どもとしては規定をいたしたものでございます。

したがって、もちろんこの法律案においても、学園の自由あるいは放送番組編集の自由を侵すことのないように、それらの点については十分配慮をいたしたわけでございまして、理事長の任命は文部大臣が任命をするわけでございまして、具体的な権限の行使に当たりましては、この特殊法人が大学を設置する特殊法人であるという、そういう特性と申しますか、そういう点に着目をして、大学関係の方々の御意見を伺うというように、具体的な処理としては十分慎重に対応するという考え方を御説明申し上げておるわけでございます。

そしてまた、理事長は学園を代表し、業務を総括するものでございますが、教職員の任命も従って理事長が行うわけでございますけれども、教員の場合につきましましては、職員の任命とは異なる規定の仕方、この法律の中に規定を起しておるわけでございまして、大学の教員につきましましては、評議会の議に基づいて学長が定める基準によりまして、評議会の議に基づいて候補者が選考される。その候補者について学長が申し出、理事長が任命をするというように仕組みを確保してあるわけでございます。

したがって、教員の人事について大学の自主性

を確保するという点については十分配慮をいたした規定を設けているわけでございます。

そして、理事長が大学の設置者としての立場で行います管理というものについても、大学の財務、会計なり施設の維持管理というように限定的にいたしまして、具体的な教育内容なりあるいは教学の面につきましては大学側が自主的に行うというような大学の自主性の確保については十分尊重をした対応をいたしておる次第でございます。

○大森昭君 どうもあんまりすかつとしません、答弁が。

そこで、放送大学の政府案はわが国の放送体制を基本的に変革するんじゃないかという実は考え方を持っておるわけでありまして、そこで、いまもお話がありましたけれども、実際に学問の自由だとか大学の自治の確保というのは、大変疑問であります。

ところで、四月の十五日に社会党が代案を出されたようでありまして、提案に至るまでの動機といたしまして背景といたしまして、この辺で発議者から説明してほしいと思います。

○勝又武一君 ただいま御質問がございましたように、この放送大学におきましては、学問の自由、大学の自治が保障される、国から独立が確保されるということがきわめて重要であると。これをまず第一に考えました。

次に、放送の本質やその公共性にかんがみまして、国に支配される放送になつてはならない、こう思うわけです。

さらに、学問の自由、大学の自治と放送法上の公共性、公平の原則、つまり教学権と番組編集権とが適切に調整をされ、すぐれた放送番組が製作されることだと思ひます。

そして、特に再三御質問も御指摘されておりましたように、全国的に教育の機会を提供するということがきわめて重要で、文化の多様性と地域性を十分に生かしていく放送番組とすることが大切だと思ひます。しかし、そういう点で政府案を検討してみますと、まさにこれらの点につ

いての配慮はきわめて不十分でありまして、どういた国民のための大学、国民の要請、期待にこたえる大学、開放された大学、こういうところからはきわめてほど遠いと考えるに至つたのでございます。同時に、衆議院におきまして、さらに当参議院におきまして、再三の審議過程の中でこれらの問題点をそれぞれの委員の皆さんが鋭く追及をされてまいつたわけでありまして、政府からはこれらの諸点について誠意ある答弁がなされませんでした。

そこで、私たちはいろいろこの立法技術上問題も多く大変苦労いたしましたけれど、いま申し上げましたような点を改善すると、こういう意味で考えますと、一部の修正だけではやはりほど遠い、そういう意味で抜本的に対案という形を提出するに至つた次第でございます。

○大森昭君 そこで、その大学教育というのは、私が言うまでもないんでありますが、多くの歴史と多くの経過をたどりながら今日の大学制度というものが成り立っているわけでありまして、政府案による放送大学を、この今日ある大学制度及び運営方法とは全く別に、特殊法人として設置をしようとするものであります、あえてこのようにすることをしなければならぬ理由は何でありますか。

○政府委員(宮地貫一君) お尋ねの点につきましては、従来放送大学の設置形態についていろいろ検討なり議論を積み重ねてきた中で、あるいは国立大学で設置する方式あるいは私立大学で設置する方式というようになつていろいろ議論を重ねられてきたわけでございます。それぞれ放送法制上の問題点あるいは私学の自主性との関連というようになつていづれも難点があると、基本的な点は特に国立大学という方式でいけば、その国立大学が放送局を持つということになりますと、やはり国営放送という点に指摘をされたわけでございます。そういうような点を踏まえまして衆議院の文教委員会におきまして放送教育に関

する小委員会が設置をされまして、その小委員会の結論といたしまして、最終的に特殊法人の方式で大学と放送局とをあわせ持つ形といたしまして、その御提案を申し上げております特殊法人の方式に落ちついたというのが従来の経過でございます。その点は、特に学問の自由と放送番組編集の自由との両者の調整というものを同一法人で実施をするという形で調整を図りましたわけでございます。その点は、特殊法人という新しい形を、学校教育法上にも新たに学校の設置者としてそういう形を起すということと解決を図つてまいつたわけでございます。

社会党が御提案になつておりますものは、国立大学で放送大学を設置し、放送はNHKで実施をするという案のように何つておるわけでございますけれども、基本的な点はやはり番組編集の自由と学問の自由との調整の問題で、やっぱり設置者が異なるとなれば、その点の調整について最終的に意見調整が整わなかつた場合の点について大変解決困難な点があるんじゃないかと私も考えているところでございます。

○大森昭君 そういうことになりましたと、やむを得ず特殊法人でこれがいんだというように考え方でありまして、代案の方を見ますと、国立大学として設置することがいいと、恐らく特殊法人方式、いま答弁がありましたけれども、そのようなことでやつていくと多くの欠陥が出てくるのではないかとこの視点だろと思うんでありますが、代案の発議者はこの点はどういうように考えて代案を出されたわけですか。

○勝又武一君 ただいま大学局長から答弁がありました点で私たちが一番政府案について指摘をしたのも実は逆に言うとその点なのでございまして、番組編集権と教育課程の編成権とが社会党案ではうまくいかないと、こういう言い方でありまして、しかし、政府案の欠陥も実は一番ここにあるのでございまして、そうだから特殊法人にして、その特殊法人の理事長が学長も任命をし、理事も決めて、すべて文部大臣任命の理事長が最終的に

はすべての権限を持つてゐる、だから番組編集権と教育課程編成権とがうまくいくんだと、こういう実は言い方でございます、全くもつてこの点は私たちの考え方と相反し、実は政府案こそきわめて権限の強い理事長のもとですべての大学の自治なり学問の自由の侵害どころか教育課程の編成権なり番組編集権においてもそれぞれの長所が生かされない、こういうように私たちは指摘をせざるを得ません。これが私たちが本案を提案した最大の理由でございます。特に政府案では放送大学の設置主体として特殊法人形式にしていますけれども、さらにこの管理運営は一般の特殊法人の例以上に、実は文部大臣の強い権限強化にございまして、同時に大学の運営についても評議員中心の運営を予定しているのでございます。

社会党案ではその点でまさに国立大学にするということとは実は他の国立大学並みの大学運営というところを考へておるのでもございまして、提案理由の中で詳しく申し上げておりますから詳細は省きますが、教員全体の意見の反映を確保するという点、学問の自由、大学の自治を守ること、これらの点については一般の国立大学が教授会中心の運営をしている例等考へてみればよくわかるように、このことがまず政府案と違つて大きく確保されると考へております。

さらに、両者の調和がうまくいかないという大学局長の指摘でございますが、実は過日文教委員会といたしましてはNHKの現地調査に参りました。そして、NHKのいま大学の試験番組なり高等学校の実施状況なりをつぶさに拝見をいたしました。私たちは、教育課程編成権を持つ大学がそういう意味で決めた教授がテレビ等の主演もいたしますけれども、そのことが何か大学局長の言葉をちよつとかりますと、番組編集権を侵すんじゃないかという意味合いを暗に含んでいるような言い方でございますけれども、私たちは決してそうではない。むしろ教育課程を組んだ大学教授がテレビで講義をいたしても、その前における放送上の技術的な多くの利点というものが番組編集

の中で生かされるということ、NHKの調査を見た中で十分見てまいったわけでありまして、そういう放送技術上の長所というものがコースチームの中で大変生かされている。同時に、NHKの担当者の方々のそのときの御意見を承りますと、いままで番組編集権と大学の教育課程編成権とが両者をまとめていくというものはいろいろとむずかしい問題もあるけれど、最終的にはそのことを取りまわめてきておられまして、いままでそのことで一度も困ったことはございませんでしたと、こういう意味のお話もございましたし、同時に私たち社会党はこのことを法的に担保する意味でそれらの両者の調和を法律に基づいた準則で行っていくということをお願いしているところでござい

ます。このことをぜひ御覧をいただきたいと思

○大森昭君 いまNHKの話も出ましたけれども、NHKもかつてみずから放送大学の構想を持ったようなことがあるやに聞いていますし、またそのための実験放送なども実施したというようなことを聞いておりますが、どういふ内容だったわけですか。

○参考人(田中武志君) お答え申し上げます。

いまから十年ちよつと前でございますが、昭和四十四年当時、いわゆる放送大学の問題がいろいろ議論されておりましたときに、私どもの責任者からNHKが新たな免許を得まして放送による大学の放送の部門を受け持とうと、用意があるというふうな発言をしたことがございます。しかし、これはあくまでNHKが長年の経験と実績の上に立ちまして放送事業者として新たな免許のもとに大学程度の教育番組を編集していき、それがいわゆる放送大学という別の主体によりまして利用されることを期待した構想であつたわけでございます。そういった意味合いでは、NHK自身が放送による大学の設立の主体になるというふうなことは、考えたことも検討したこともないということでございます。しかし、その後の経緯の中で、大学と放送というものは一体であるべきだといふよ

うな調査研究協議の答申なども出されておりますので、今日のような状況になったというふうな理解しております。

次に御質問の実験放送につきまして、そのような経過の中で、文部省の方から放送大学実験番組などの調査研究の実施について委託を受けまして、NHKといたしましては、これを放送法に準じまして受託いたしました。昭和四十六年度から四十九年度まで四回にわたりまして実験放送をしたという経緯がございます。

○大森昭君 そうしますと、社会党が出しております代案というのは全く突如として出したというんじやなくて、いまNHKからの御答弁もありましたけれども、そういう経過を踏まえながら代案が出されたということでありまして、余り政府の方も政府案に固執をしないで、この代案を十分検討する必要があると思ひますね。とりわけ、またイギリスなどにおけるオープンユニバーシティなどについてもすでにやられていたわけですね。大学がカリキュラムをつくって、放送はBBCがやっているというふうなことで問題なく運営されているというふうにも聞いておりますが、こういう例などについても政府は調査、検討、勉強をされているんですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のように、英国におきましてはオープンユニバーシティが設置されておりますが、放送はBBCが行うという方式で運営をされているわけでございます。したがって、イギリスの場合で申しますと、放送事業者と大学側とがそれぞれ独立の組織ということになっておるわけでございます。その調整問題というものは現実問題として出てくることとあり得るわけでございます。私も承知をしておりますところでは、オープンユニバーシティにおきまして、BBCとの調整についてBBCが放送を拒否した実例があるというものは伺っているわけでございます。もちろん、それぞれいろいろな形というものは考えられるわけでございますが、私もいたしましては、先ほど来御説明申し上げ

ましたような検討経過の途中段階においていろいろと大学の設置形態をどうするかということについてはいふん議論を煮詰めてきたつもりでございます。また、それらの点については、国立大学方式、私立大学方式、いろいろと利害得失、それぞれ放送法上の問題点というふうな点について御検討いただいた結論としての特殊法人方式ということで御提案を申し上げておるわけでございます。

○大森昭君 まあ、いろんな視点で検討されたことはわかるんですが、その視点がピンボケでは困るんですよ。実はいま放送体系といたしましてはNHKと民放とあるわけでありまして、今度は全額政府の出資で、これは運営財源は大部分税金で済む。それで、全国向けの放送事業体が生まれるわけですね。しかも、これは学生だけじゃないんです。広く社会人や家庭婦人層に生涯教育として教育番組を放送するというものになってくるわけですね。で、そうなつてきますと、NHKのいま教育教養番組と競合しますし、またNHKは受信料制度で運営をしているわけでありまして、このNHKとの競合あるいはNHKに対する影響などについて郵政省はどのように考えているわけですか。

○政府委員(田中眞三郎君) NHKがたゞいま行つております教育放送につきましては、国民教育の発展と国民教養の向上に資するという目的で、その放送というものは、学校教育ももちろんですが、けれども、社会教育あるいは教養番組等非常に広範囲に及んでいるというふうなことでござい

ます。一方、たゞいま御提案申し上げております学園の放送でございますけれども、大学教育の機会に對します広範な国民の要請にこたえるという目的で、学校教育法の規定に基づきます正規の大学教育の一環として行われるものである。したがって、生涯教育の面があるかと思ひますけれども、それを直接の目的としているものではない。こういうことで一部において重複する面は確かにあるかと存じますけれども、たゞいま申しまし

たようなことでNHKの教育放送の目的と放送大学学園の放送というその目的とするところは基本的に違つているというふうな理解しておるわけで、そうしたところからNHKの放送番組、財政等への影響もほとんどないのではないかとこのように考えておる次第でございます。

○大森昭君 いや、NHKがいま放送しているのと放送大学ができたときその番組が変わることはいくらも話であつて、いま放送大学じゃないんですから、NHKは。問題はそういうことを聞いているんじゃないんですが、まあ時間が迫つてきたからあれですが、大学講座の放送もNHKはやっているんですよ、高校だけじゃなくて。けさだつてやつていましたよ、朝早く起きたらね。だから、そういう形でいまNHKがやっているやつを大学方式にすれば、もちろん番組の編集も変わるし、流す放送内容も変わることは明らかであります。問題は、私が質問したのは、いま二本立てのやつが三本立てになるときに一体どういふ形でその影響が出てくるかということについて質問しているわけですよ。わかりませんか。

○政府委員(田中眞三郎君) 私どももいたしましては直接的な影響はないと、そうしまして、教育放送としての特色、それぞれが相切確率磨してそれぞれ分野において発展してもらいたいというふうな考えておる次第でございます。

○大森昭君 まあ初めの計画の内容からずうっと質問してきますと全く文部省というのは安易に考えておるんじゃないかと思ふんですが、放送を使つて一つの教育を実施していくというのはなかなか容易なことじゃないんですよ、これ、率直に申し上げましてね。そこで、まあいろいろの紆余曲折があつてこういう特殊法人ということなんですけれども、文部省は、NHKがいま、大学方式じゃありませんが、いろいろな学校教育番組を放送しているんですが、この点についてはどういふふうに評価されているんですか。

○政府委員(宮地貫一君) NHKではもちろん学

校放送ということで学校教育放送、ラジオでは昭和十年から開始し、二十八年にはテレビによりまず学校教育放送を行っておるわけでございまして、そういう意味では、多年にわたって教育放送について実績なり経験を持つて大変すぐれた教育番組を提供してきておるわけでございます。私もといたしまして、もちろんNHKの持つておられます経験なり技術なり、そういうようなものについては高く評価をしていくわけでございまして、放送大学学園を実施するに当たりまして、NHKが従来持つてきております経験なり技術というものを、私もひとりでせよとも放送大学学園の実施に当たっては、協力を仰がなければならぬ点であるというぐあいに考えております。

ただ、先ほど御答弁もございましたように、大学を設置すること自身につきましては、NHKについても直接お考えはないというぐあいに伺っております。やはり大学教育と先ほど御指摘の大学講座を、NHKでも大学講座ということで実施をされているわけでございますが、これは大学教育そのものではないわけでございまして、レベルとしてはもちろん内容的には大変レベルの高い内容を実施されていると伺っておりますが、学校教育法上の正規の大学の講義としての中身ではないわけでございまして、その点は御提案申し上げております放送大学が、そういう意味で学校教育法上の正規の大学としての教育としての番組を出すものということで、この放送を聞くことによりまして大学の単位を取得し、そして所定の単位を修得すれば大学卒業の資格が与えられるということになるわけでございます。その辺については役割割りというものはおのずと異なるところがあるかと思ひますが、ただいま申し上げましたように、実際の放送の実施に当たっては技術なり経験なりということについては、NHK側にも御協力をいただかなければならない事柄だと、かように考えております。

○大森昭君 あなた、協力をしてもらうとか何とか言うけれども、その主体がNHKがやるんじゃないのに、協力してくれとか何とか言ったって、何かの形でNHKが協力するような形にしておかなくや、文部省が一々言ったからといったって、すべての人が協力するわけじゃないんですからね、これは。勝手につくっておいで。しかも、文部大臣が最大の権限を持つていて、特殊法人は理事長が権限を持つていくわけでしょう。だから、あなたが言うように、NHKにも協力してもらいたい、多くの学者の方々の意見も反映して番組をつくりたいと言ふのなら、そういう制度と機構をつくらせておかなきゃならぬものではないかという感じがするわけじゃないですか。だから、あなたの気持ちといま提案されている内容とは全然ちがうんじゃないですか。

そこで、あなたが言うように、NHKに任せるといふことが起きるといふんですけれども、NHKの学校放送というんだって、いま指導要領に準拠して、それで幅広いいろいろな委員会があります。放送番組審議会だとか経営委員会だとか、多くの形の中で意見を聞いて制作されているわけですよ。ですから、放送大学の今度の放送も、いまNHKがやっているような、少なくとも教育課程に準拠して、NHKの方々が関係者といふんな協議をして制作していけば、そう大きな間違いは起きないと思うんですが、どうしても支障が出てくるわけですか、NHKにやらせると。

○政府委員(富地寛一君) 学校教育の番組をNHKが実施をされておるわけでございまして、これは、高等学校以下以下の番組につきましては、これは基準をいたしまして学習指導要領というものが、告示でございまして、定められているわけでございまして。大学設置基準というものはもちろんございまして、大学教育の中身そのものにつきましましては、これはそれぞれ大学みずからが決めになる内容でございまして。それらの点につきましまして、従来NHKが大学レベルの教養番組を出しておられることは、もちろんそれは内容的に高いものだと存じますけれども、大学教育そのものといふことになりまして、これはやはり大学がみずから中身をお決めになる事柄でございまして、そういう形で高等学校以下の学校教育放送の場合とこの点は異なる点があるかと、かように考えております。したがって、やはり大学と放送局とを同一主体として設置をし、大学が自主的に教育内容については御判断になるわけでございまして、放送を行うという部分に關しては、それはやはり放送法上の制約がそこにかぶさってくる。そういう点については放送法上の、特に放送コードの問題でございまして、大学がそういう放送という観点から来る制約についてみずから自制をするという形で調和を図っていくという形で御提案を申し上げているわけでございまして、そういう意味では、私もひとりでせよとも放送大学の設置形態をいたしましては、御提案申し上げている形で、かつ内容的には学問の自由なり大学の自治の確保のために十分配慮をした規定というものも先ほど御答弁申し上げたわけでございまして、そういう配慮をいたしまして、大学の自治の確保に十分遺憾のないような体制で、こういう特殊法人の形で実現をさせていただきたいということで御提案を申し上げているわけでございまして。

○大森昭君 特殊法人ではいまあなたが言うようなことが守れないから、やめたらどうかと言っているんです。そこで、いづれにしても、時間が来ましたので、私はもとより放送大学自体に反対しているんじゃないんであります。放送大学というものは、わが国の教育制度またそして放送制度の基本にかかわる問題でありますから質疑をされているわけであります。同時に国民全体のコンセンサスを得て、そしてスタートする方がよりいいじゃないかという意味合いで言っているわけであります。社会党の修正案を大変いい内容だというふうに私は思いますが、おまえ社会党だからあたりまえだということになるかも知れませんが、いづれにしても文部大臣、いろいろいま質疑を重ねましたけれども、最後にひとつ大臣の見解を伺って質問をやめたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) いろいろと慎重な御審議、御検討をいただきましてありがとうございます。ただいまお話がございまして、すでにわが国の社会構造というものも、学校教育におきます大学のみなならず、あるいは老齢化したしました高年齢層の社会教育あるいはまた家庭におきますいわゆる女性の女性の方々のカルチャアといったようなことで、大変講座も求められておる。こういうふうな一方におきましては広範な社会のニーズに対応してまいりような社会教育も考えたいし、あるいはまた、高卒の方々がさらにスクーリングをいたしまして学習をしようとなさるときの柔軟な対応のできる教育構造もつくりたい。さらに、問題の中心でありますこの構造が、やはり放送を行う大学ということにいたしませんと、一方におきましては大学教育の教育の自由という問題、他面また放送を行うということから、国家が放送を行うということのできない現行の状態におきましては、NHK、その他の民放やいろいろな問題もございまして、カリキュラムと、一方におきましては営業行為をいたしましての放送と、こういうふうな問題の調整から、いろいろと彼此勘案いたしました末、やはりこの制度でなければいけないんだという結論にまいったわけでございまして、どうぞよろしく御協力のほどをひとえにお願いいたします。

○大森昭君 終わります。

○長田裕二君 放送大学のこの構想は、いまから十年以上も前、昭和四十三年、四年ごろから、文部省、郵政省あるいはわが党などからも打ち出されました。その当時、たまたま大学紛争が非常に盛んでありましたが、もつと基本的な背景としては、全国各地域にわたって、経済上の理由あるいは家庭、職場等の、おる場所の制約、あるいはまた大学のない場所に居住することを余儀なくされている向学心に燃えている人たちの進学熱を満たしてやる、そういうような背景があつて今日

に至っているわけです。

ただ、その後の十年余りの間に、大学あるいは学部の数が相当全国的にふえている、あるいは置かれていた場所も相当広範にわたってきている、進学熱あるいは進学希望率というものもいまは横ばいになったと言われている、あるいはまたた学歴社会をばつばつ脱却すべきだという声もだんだん聞えてくる状況ですが、私はこの放送大学の問題について、否定的な立場ではなく、むしろ肯定的な立場からではありますが、そういういまの時点で放送大学を設置する意義といたしまか、これをつくっていく積極的な理由、そういうことにつきまして、文部大臣あるいは文部当局のお考えを改めてお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) 冒頭私から申し上げたいと存じますのは、ただいま先生もおっしゃいましたように、高等教育への進学率は三八%に達しております、近年、社会経済の急激な変化なり自由時間の増大でありますとか、また高齢化社会への移行等に伴ひまして、国民各層の間には生涯教育と申しますか、自己啓発、自己修養を行つていこうとする機運も非常に高まっておりますのでございまして、放送大学は、このような国民各層の広範な教育需要にこたへまして、生涯教育の中核的な高等教育機関といたしまして、広く社会人や家庭婦人等に大学教育の機会を提供するとともに、今後の高等学校卒業生に対して、先ほども申し上げましたごとく、柔軟かつ流動的な大学進学を保障しようとしたものでございまして、わが国の生涯教育の充実と高等教育の計画的な整備を図る上から非常に重要な課題である、かように確信をいたしまして御提案申し上げておる次第でございます。

○長田裕二君 テレビやラジオを主たる教育手段とした放送大学と従来の大学とは、その教えるやり方等が非常に根本的に異なつてきているとも思われるわけですが、そのそれぞれの長短——ただ、キャンパスに近づくことができないとか、そういう余りすぐれないけれどもやむを得ない補充的なものとして放送大学を位置づけるか、あるいはまた一般の大学教育などでは数百人がスピーカ——の講義を受けるだけなのに、形の上で見ますと、放送大学の方ではマン・ツー・マンの教育のような、あるいはまた画像、図形等が非常に鮮明にあらわれるとか、教育方法が非常に違うということによりまして特色、長短というものがあつたらうと思ひますが、それらにつきまして文部当局も相当長い間検討、研究を続けられたと思ひますが、その特色といひますか、長短といひますか、そういうことにつきましてひとつ御意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のように、放送大学は放送を大学教育に使うということ、全く新しい形の大学というものを考へておられるわけでございます。

先ほどもお尋ねがあつたわけですが、もちろん電波を教育のために使うというのが基本的な考え方でございますが、やはり映像が教育的な理解といひますか、そういう点でほかの手段では考えられない、非常に理解を深めるといふ点で意義を持つておられるわけでございます。

そこで問題は、その電波を教育に使うに際しまして、大学教育ということ、この放送大学を御提案申し上げておられるわけですが、一つには従来既存の大学というものは、ややと申しますと大変、大学そのものというものはある意味では非常に保守的と申しますか、大学紛争以来、大学の改革というものについて、それぞれ大学自身取り組んでおられておられるわけですが、正しく申しまして、大学の改革というようになつておるに必ずしも画期的なものを見るというわけにはいかない。それはある意味では、大学といふものは非常にそういう意味で保守的な要素を持つておる部分もあるわけでございます。そういうものに対して、この放送大学で、放送そのものは、もちろん先ほど来申しておりますように大学教育そのものでございまして、やはり放送大学に登録された学生以外に、もちろん広く一般国民が視聴し

得るわけでございます、そういう意味では大学の教育そのものが広く国民に開かれた形になるということができるかと思ひます。

したがいまして、そういう国民全体の批判に耐えるだけの内容を持った大学教育でなければならぬ。そういう意味で、正直申して十年一日のごとき講義をするというふうなことはもちろん許されるわけでもないわけでございます。そういう点で、この大学が開かれた大学として新しいものを求めていく、それがさらに既存の大学にもいい意味での影響を与えるということも私も放送大学というものを実施することによって出てくる一つの波及効果というぐあいに考へておられるわけでございます。そういう意味で、大学の弾力化と申しますか、大学教育といひますか、高等教育の弾力化なり多様化ということもいろいろと推進をいたしておられるわけでございます。

たとえば単位の互換の問題というふうなことににつきましていろいろと推進もいたしておられますが、なかなか既存の大学——外国との間では比較的単位の互換というふうなことも行われておるわけでございますが、国内の大学同士の学部間の単位の互換ということになりますと、制度は開かれておりますが、必ずしも十分でない。そういう単位の互換というふうなこともつきまして、この放送大学などについてはそういうことを積極的に取り上げていこうと、放送大学をつくることによりまして、大学教育全体の弾力化といひますか、多様化を図つていくということもやはり波及効果の一つとして考へられる点でございます。

いづれにいたしましても、従来の固定概念としての大学像ということではなくて、そういう意味では全く新しい形の大学を求め、かつそれが広く大学教育の機会に恵まれない人たちに對しても機会を提供することになると、勤労者層なり、あるいは家庭婦人なりという人たちに對しても大学教育を開放していく積極的なメロッドといふものがあるわけでございます。そういうたゞいま申しましたような事柄を踏まえまして、具体的な実施と

いたしましては、当面第一期計画からスタートをさしていただくということでございまして、これがわが国の大学教育の機会を広く国民全体に開くことになる一つの大きなすべになるということから見ましても、私も大変この放送大学といふものを持つて意味といふものは大きいものと、かように理解をいたしてございまして。

○長田裕二君 放送大学には教養学部だけを置くという構想のようですが、これはあれですか、テレビやラジオを通じて教育に教養学部の学科が向いておるといふ観点からですか、それとも教養学部の学生になりたいという需要、そういうものが格別多いというふうなことに由るものでしょうか、それともあるいは生涯教育ということと関連づけてこの学部ということにしたのでしょうか。いまの教育手法ですね、テレビやラジオを使うということについては、たとえば画像の問題などは、あるいは理工系などにも向いておるような感じもしないでもないのですけれども、教養学部だけにしたいという事情をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 放送大学の学部として何を考へるかということにつきましても、従来調査会議等で十分検討はいたしてきておるわけでございます。一つは、公共の電波を利用して全国的な規模で高等教育を実施するといふ大学になるわけでございます、国民の多様な要請にこたへるといふことがまず第一に必要なわけでございます。昭和五十年に放送大学に対する教育需要の予測調査を実施いたしましたわけですが、その結果を見ますと、やはり多くの方々が、家庭や職場におきまして現実に直面する諸課題に解決の手がかりを得られるような問題、たとえば健康と病気の問題でございまして、あるいは衣食住に関する生活科学の問題あるいは政治、経済、社会などの分野と人文・自然というふうなそういう意味で広い教養の分野を求めているということがその調査の結果明らかになつたわけでございます。かつ放送大学に割り当てられております電波が、それ

それテレビ、ラジオ一列というそういう一つの限定的な要素もあるわけでございまして、そういう調査結果等を考慮いたしまして、多様な要請に応じるという観点から、総合的な学問領域を対象とする学部といたしまして、教養学部を設置して教育課程を編成するという考え方をとつたわけでございます。したがって、具体的なコースとしたしましては、「生活科学」、「産業・社会」、「人文・自然」というような三コースを置きまして、それぞれのコースには「生活と福祉」、「発達と教育」というような生活科学で言えばそういうような二専攻、あるいは産業・社会コースには「社会と経済」、「産業と技術」というような二つの専攻、人文・自然コースには「人間の探究」、「自然の理解」というような専攻を置きまして、そういう意味では比較的広い学問領域をカバーするというような考え方で、教養学部という一つの学部を設置するという考え方をとつたものでございまして、

○長田裕二君 第一期計画は主として関東地方に限定すると、若干のあれはありますけれども、これについては一カ所から放送してカバーし得る地域、非常に地域が広く人口が多いということもあり、またテレビやラジオを通じての教育という新しい手法を検討し定着させていくということもありまして、あるいは学習センターというものを新しくつくり、その機能を十分發揮させる、あるいは教育効果というものを検討するというような意味で、私も現在お考えになつていますが、第一期の計画は妥当ではないかと思つていますが、第二期以後の計画がはつきりしないということがかねがね非常に問題になつていたわけです。放送大学構想が打ち上げられてから間もなく、たとえば放送衛星という問題が出てこなかったところは、私もどが仄聞するところでは、全国の約八割をカバーすると、地上のネットワークをつくつていくというようにしてしたが、そういう構想ですと、大体八割のところまで到達するのにどのくらいの年月とどのくらいの経費がかかることになつておりましたか、お知らせを願いたい。

○政府委員(宮地實一君) お尋ねのとおり第一期の計画というのは、いろいろの制約なりそういうものを踏まえまして着実に拡充を図るというようにして、東京タワーから電波の届く範囲内ということを取りあえず計画をさせていたたいわけではございません。そして、従来「放送大学の基本計画に関する報告」においてまとめられておりますものでは、放送衛星というものが当時まだ具体的な日程に上つてきていなかったということもございまして、地上系で整備をしていくということもございまして、第二期以降の計画のことについて考へていたわけでございまして、

それらの第二期以降の計画の具体的な着手なり完成の目途ということについては、先ほどお尋ねもございましたわけですが、今後の十八歳人口の動向といひますか、昭和六十二年から七十一一年ぐらひにかけまして、約二百万を超える時期が昭和六十六、七十年ごろになるわけでございます。

現在高等教育の計画的整備ということで私も取り組んでおりますのは、昭和五十一年から六十二年ぐらひまでの十年間の期間を、前期の計画、後期の計画ということで分けて、高等教育の計画的整備ということで取り組んでおるわけでございまして、基本的には、この時期は十八歳人口というものがほぼ五百万人台で横ばいで推移をしていく時期でございます。したがって、量的な拡大はむしろ抑えて、大学教育の質の充実を図るという観点で取り組んでおるわけでございまして、これらの計画に引き続いて、六十二年から七十一一年ぐらひの時期にかけまして十八歳人口が二百万を超える時期を迎える、それらの計画をどのように対応していくかということ、私も六十二年以降の計画については、これから関係者にもお集まりいただいて計画を検討し、具体化を図つていくわけでございます。そういう過程の中で、先ほど申しました高等教育の弾力化といひますか、そういう対応の一つとしてこの放送大学というものの具体的な取り組んでいきたいと、か

ように考えているわけでございまして、目途といひましては、そのおおよそ七十一一年ごろまでの間の高等教育計画の整備をどうするかというその中で、この放送大学の第二期以降の計画の拡充ということについても取り組んでいきたいと、かように考えているところでございます。もちろんその中には、放送衛星を利用する問題等今後の検討を要する点もあるわけでございまして、それらの点につきましても、第二期以降の計画の際には、具体的に関係省庁ともこれから相談を詰めてさせていただくということと考えているわけでございまして、

お尋ねの地上系での整備ということでの試算というものは、一応昭和五十年当時に全体計画として試算をいたしましたものがあるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、資本的投資額で申しますと、おおよそ八百六十七億、これを五十四年度価格で申しますと、約千億というものが全体的な資本的投資価格でございます。

○長田裕二君 放送大学はその使命からいって、辺陲の地にまで行き渡らせようということが非常に大きな任務といひますか、目的だと思つていただくと、八割でとどめるということについては、相当遺憾なことだと思つておりましたが、全体に相当広くこれをカバーするようにやるということになりますと、いまのNHKの第一とかあるいは教育テレビとかと同じようなところまでいくということになると、数千億、一兆に近いんじゃないかというふうなことも考えられます。私も私どもはもう可能であるならば放送衛星というものを使うべきだと、放送衛星をやれば一挙にも全国あまねく行き渡る。受信設備の問題などにはしましても、いろいろパラボランテナ等もNHKが難視聴地域に対してやっているよりも非常に量も多くなつて、量産のコストダウンが図られるとかいろいろなことが考えられますので、技術的にとても困難だというなら別ですけれども、放送衛星をぜひ使ふべきだと考えておりますが、それにつきまして、科学技術庁あるいは郵政省の方から、まだ宇宙開

発計画として固まつたものではないと思ひますけれども、それぞれ抱いておられる構想というものがおありのようでしたら御披露願ひたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) 先生ただいま申されましたように、放送大学というものが全国地理的な制限を外すということが最もその究極の目的でございますが、そうした意味から放送衛星を使うということとは、何分にも空から降りますと日本全国全部受けられる態勢の電波が届くというふうなことではございまして、この辺につきましましてはすでに実験で確かめております。そういうことから放送大学学園の放送にはきわめて有効であるというふうなことを考えておりますので、その具体的な利用につきましては今後とも文部省等あるいは関係科学技術庁等とも密接な連絡をとつて積極的に検討を進めてまいりたいというふうなことを考えておりますが、具体的に五十八年度に打ち上げ予定のBS-2というものは実用の衛星でございますけれども、いまのところ国民的要望のきわめて強いNHKの難視聴解消、その二チャンネル用というふうなことではございまして、放送大学への利用につきましては、ただいまのところ、私も多分六十三年度ごろというふうなことで、BS-2の後継機ということを考えますと、そのころが考えられるわけでございまして、その時点で実際に話の起こつてくるであろう。話と申しますか、実用するとなれば、その時点ぐらひから後のことになるといふふうなことをお考え下さい。

○長田裕二君 いまお話の五十八年及び六十年に打ち上げられるいわゆる第一世代の放送衛星、これも正式に決まつたのは五十四年の暮れだったと思ひますので、第二世代の放送衛星というものを固めるのがいましばらく時間がかかるだろうということは容易に想像されますけれども、先ほどからのお話のように、放送大学の趣旨を貫徹するという面からは、どうしても放送衛星を断念しなけ

ればならないような事情があればともかく、しっかりと放送衛星を開発していく。いま民放等にはそんなに放送衛星を利用するという構想もないようであり、当面あるものはNHKの難視聴対策及び放送大学ということになりますから、当面非常に大きな衛星が特に要するというところでもないんじゃないかと思えますので、しっかりと第二世代の放送衛星の計画を早く固め、これを取り進めていきたいと思います。これにつきまして郵政省、科学技術庁等の御見解を伺いたいのが第一。

それから第二の問題といたしまして、五十八年及び六十年に打ち上げられます放送衛星、たゞいまの電波監理局長の御説明でも、これはNHKの難視聴対策として打ち上げられるもので、それぞれ二チャンネルしか持つていない、放送大学に使うつもりもないというようなことで、それはいまままでのいきさつからそういう答えになるだろうと思えます。

ただ、私考えますのに、非常に貴重な電波です、五十八年に打ち上げられるのが二チャンネル、予備衛星的な機能、使命を持って六十年に打ち上げられるのが二チャンネル。これを通常のようにならば、この二チャンネルにして同じ周波数で打ち上げますと、これはもう二チャンネルだ、これは使えない、NHKの難視聴対策でいっばいということになります。いま日本が国際周波数委員会から割り当てられているテレビ放送衛星用のチャンネルはたしか八チャンネルだと思いましたが、この五十八年に打ち上げられるものと六十年に打ち上げられるもの、これは予備衛星的なものですけれども、違う周波数を使って四チャンネル分の機能を持った二つの衛星ということにしまして、五十八年の衛星が成功した場合に、試験的にでも六十年に打ち上げられる衛星の方に放送大学の教育内容を全国向けに放送することができるようならば、一つは日本に与えられた貴重な、相当の巨額の経費を使ってやる放送衛星、チャンネルの活用にもなりますし、国民の要望にもこたえることになりまして、また経費の一部をNHKの負担

からほかの方に転嫁するということも可能になりまして、それでなくても聴取料をときどき何年置きか値上げしなければならぬNHKの負担を軽くすることにもなる。あるいは先ほど申し上げたように、難視聴地域の住民が購入しなければならぬパラボラアンテナその他が非常に安くなる。そういうようなことも考えますと、試験的にでも六十年に打ち上げる衛星について、放送大学の教育内容を放送できるように心組んでおかれるのがいいんじゃないかと思えますが、これはいまはつきり御返事ができなければいけません。得まさんが、私は何か工夫すればそういうことはできるような感じがいたしますので、これにつきまして関係省庁に強く希望を申し上げる次第でございます。

もし何か御感想があれば承りたいと思えます。○政府委員(田中眞三郎君) ただいま先生が御提議くださいました内容は、非常に私も何と申しますか、十分考慮すべきことであるということ、まず結論を最初に申し上げてみますと、十分お話の趣旨に沿いまして検討をしてみたいということ、ことでございますが、たゞ、いま一応の考え方、試験的に放送大学の放送を予備機が十分働いているときにというような内容でございますので十分考えてみたいと思えますけれども、たゞいまの態勢といたしましては、一応NHKの難視聴解消も本機と予備機とあるけれども、これは完全に実用ということを目指しておると。そうすると、衛星の現在の信頼度と、それから実用であるということ、一刻も中断できないというような立場。それから放送大学の方も空からおろすということになりますと、それもやはり教育を始めた以上実用である。そういう観点に立ちますと大変むずかしいかと思えますけれども、もう少し申してみますと、御存じのようにBS-2の開発については、五十五年度から進んでおりまして、現段階では実は同じ周波数でやっておりますので、その辺の周波数変更をやるということになりますと、多少スケジュールの遅延あるいは経費の増加も要することになります。受像機の方も二チャンネル受ける予定なのが四チャンネルというふうなことになりますので、その辺の検討も必要になるということでございます。それで、現在あくまでもBS-2は実用ということを考えておりますので、いまの衛星の技術では、現用機及び予備機ということに捨てておけいはいかないと、こういうふうなことになるわけでございます。

○長田裕二君 終わります。

○委員(降矢敏義君) この際、答弁する側に申し上げます。もう少し答弁を簡潔にお願いいたします。

○太田淳夫君 それでは、ただいま議題になりました法律案につきまして、最初に大臣に御質問させていただきますが、本年度の予算の審議におきましても財政再建ということが大きな問題になりました。本年度、すなわち五十七年度においては、二兆七千億円の歳入不足が見込まれておられるわけですが、それをめぐって増税かあるいは歳出削減か、いま政治的な課題となっているわけでございますけれども、また行政改革の推進であります第二次臨調も七月には補助金の削減について第一次の答申を出す、こういう予定と聞かれております。

そこで、まず最初に、文部大臣は、現下の財政事情についてどのような見解を持たれておられるのか、またその実行に当たつてどのような姿勢で臨まれているのかお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君) 御案内のとおり、今日の日本の財政状況というのは、非常に厳しいものがございまして、それに対応いたしまして、政府といたしまして、御案内の第二臨調といったようなものでございまして、そうして厳しい税財政の姿を打ち出しておるわけでございまして。そういう中にも、いよいよ国家の将来を考え、また当面いたした問題も処理いたしまして、また当面見直されつつあるのではないかと、かように考える次第でございます。

御質問にお答えいたします。こちらから勝手なことを申しては恐縮であります。いまや戦後三十年にいたしまして、わが日本の文教というものが、対しまして新しい観点から見直さなきゃならぬと、こういう厳しい世論と批判があります。これも御案内のとおりでございます。われわれは、国家の内外の情勢が厳しければ厳しいほどに、私は教育という問題に對しましては真剣に對応していかなきゃならない。その必要性に對しては、私はいかに臨調といえども、いかに厳しい財政といえども、やるべきことはやらなきゃならぬというわけだけは持つべきである、かように考えております。

○太田淳夫君 大臣の教育に対するお考えも聞きたわけでございますけれども、やはり国を挙げてこの第二臨調に取り組んでいる状況でございますし、先ほど議論がございましたけれども、やはり学園の設立についてもこの第二臨調のいろんな議論を踏まえた後で行うべきじゃないかと、そういう意見もございまして。また、現在全体計画が不明確なままでは急いで発足させるのか、そういった問題もあるかと思うんですが、その点についてはいかがでございますか。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま申し上げましたように、教育の問題は非常に重大でありますと同時に教育を取り巻く客観情勢というものが非常に変わつてまいっております。いまや非常に高度の科学技術の発達とともにラジオ、テレビというふうなもの、これを教育にいかにかう取り入れ、いかに動員いたしていくかということ、また、他方におきましては、国民のニーズといいますが、構造も非常に変わつてまいっております。一方に

おきましては、家庭その他におきまします子女教育という問題あるいはまた幼児の教育、さらに今度は国民老齢化に対します高齢者に対しての生きがいの問題、こういうふうな社会教育的な国民の待望に對しまして、それにこたえる教育の内容といたしまして、私は今回御提案申し上げました放送大学というものが大きな要素を持つておるといふこと、さらにまた、高卒が九七％というふうな段階におきまして、これらをさらに柔軟性のある、そうして上のグレードを与えていくというふうな学習に對しましての新しい構想、さらにスクーリングを整えましてよりつばな大学としての構え。私は、この臨調の厳しい中におきましても、放送大学の重要性というものを直接総理に對しまして三回にわたりまして特にお尋ねもし、その推進をいたしますというところも申し、同時にまた、激励も賜つておる次第でありまして、本件に關しましては何ら心配なく私は前進をいたしておる次第でございますので、御安心いただきとうございます。

○太田淳夫君 特殊法人に對する政府の方針というものはスクラップ・アンド・ビルドということでございます。いままでいってききました。一つの特殊法人をつくりますと、他の一つを削減するという原則がここにあるわけですが、放送大学をつくることでもやはり特殊法人の廃止を決定されると思ひますが、どの法人を廃止するんですか。

○政府委員(宮地實一君) 御指摘のようにスクラップ・アンド・ビルドというのが一つの基本的な考え方ということでございまして、放送大学学園の設立に伴ひまして日本学校給食会と日本学校安全会を統合いたしまして日本学校健康会を設立するという考え方で一つ法人を整理するという点は閣議決定もいただきまして、そういう方向で現に法案も御提案申し上げているところでございまして。

○太田淳夫君 日本学校健康会法案というのは今国会で成立する予定があるわけですね。その点どうなっておりますか。
それから、閣議決定等によりますと、そのほか

に一人を減ずることを義務づけているわけですが、これも、これとて文部省としては当然検討し、見通しを立てておるはずでありますけれども、この法人名は明らかにできるのかどうか、その日程的なものを明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(宮地實一君) 日本学校健康会法案は五月十五日、衆議院において可決されまして、参議院に送付されておるところでございます。今後、参議院におきまして審議を経まして、私ももとしましてはぜひその成立が図られるようにと努力をいたしておるところでございます。

また、お話の閣議決定の第十二項で、さらに一人を減ずるといふことが閣議決定されているわけでございます。文部省としては、すでに昭和五十五年度に、オリンピック記念青少年総合センターを解散するということは、これは法案の成立を見まして、その実現を圖つたわけでございます。さらに、ただいま申しました日本学校健康会を設立するというところでたゞいま国会の御審議をいただいております。閣議決定にもございまして、その後の措置の完了後、文部省主管の特殊法人を一人減ずるといふことになっておりますので、それらの措置の完了後、結論を得たいということに検討いたしておりますのでございます。

○太田淳夫君 大臣にお聞きしたいことは、閣議決定に對してどのような姿勢、認識を持つておられるのか。また、成立をしない場合には閣議決定とどういう関係にあるのかということですね。

また、このことは放送大学学園法案が五十五年度の国会で成立することを見通した上で閣議で決まったことなんでしょう。ということは、一人を減ずるのは既定の事実であり、当然、放送大学学園法案を国会に提出すると同時に内部的な作業といたしては行われてなきやらないと思ふんです。そうでなければこの閣議決定を軽視したと言われども仕方ないと思ふんですが、その点いかがですか。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま局長からお答えいたしましたスクラップ・アンド・ビルドの問題に關連いたしまして、本法案の御提案並びに關連の法案の問題がございまして。本件につきましても、今日までいろいろと御質問を賜つたわけでございますが、私は、いまその問題に對しましては既定方針のとおりこれを推進いたしてまいらなけりやならない、また、まいる得ると、かような確信のもとに御相談を申し上げておる次第でございます。

○太田淳夫君 次に、先ほどの同僚委員の質問の中にもありましたけれども、やはりこの「放送大学の基本計画に關する報告」における全体規模試算の再試算によりますと、五十四年度価格で資本的投資が千二百億と、経常費が三百六十七億となつておるんですね。千五百億に近い膨大な経費をつぎ込んで完成を目指す放送大学ですけれども、しかし、六十三年度の第二世代の放送衛星が打ち上げられればもつとわずかな経費で済むんじゃないか。先ほどから申し上げておりますように、いま国を挙げて財政再建あるいは行政改革を断行しようとしておるときですから、なぜその流れに逆行するようなことをしようとするのか。その点が私は国民のコンセンサスがなかなか得られない点じゃないかと思ふんですが、その点についていかがですか。

○政府委員(宮地實一君) 放送を教育に使うといふことの必要性等については、先ほど来御答弁を申し上げたとおりでございまして、当面は第一期の計画ということで御説明を申し上げておるわけでございます。

第一期の計画といたしましては、関東地域を中心にしたしまして、東京タワーからの電波の届く範囲内ということでの計画でございまして、その第一期の計画の資本的経費といたしましては、約九十七億といたしております。第二期以降の全体の計画の実現につきましては、放送衛星の問題もその一つでございまして、検討を要する課題がいろいろあるわけでございます。それらを踏

まえまして、段階的に対応していきたいと、かように考えているところでございます。

○太田淳夫君 先ほど行管庁の方も見えになつておりましたけれども、やはり全体的には相当な経費が、これはかかるわけでございます。行政改革、財政再建という点から、行管庁の見解はどうなのか。あるいは放送大学それ自体が現在の社会的ニーズに對するやうな体質であるのかどうか。その点、私たちとしては、第二臨調で検討を加えるべきではないか、そういうことも考えるわけですが、それからでも遅くない、行管庁の考えはいかがでしょう。

○説明員(山下正秀君) 放送大学につきましては、これは、放送を効果的に利用した大学教育を実施するということによりまして、大学教育の機会に對する国民の広範な要請にこたえるために必要な事業であるということでございます。この必要な事業を実施する方法といたしまして、特殊法人放送大学学園という、そういう特殊法人というものの設置形態をとるということにつきまして、われわれも審査をいたしまして、これが適當であると判断したわけでございます。

ただ、必要ではございますが、他方、行政機構の膨張を抑制する、できるだけ簡素な行政組織をつくるという観点から、種々この議論をいたしました結果、行政組織の膨張を抑制しながら国民の新たなニーズにこたえるという趣旨から、スクラップ・アンド・ビルドという考え方によりまして、文部省所管の特殊法人を一つ削減するということを同時に決めたということでございます。これは、特殊法人の大幅な整理合理化を五十五年行政改革閣議決定で決めております、この中にも位置づけられておると同時に、決められておるものでございまして。

なお、先生御指摘の臨時行政調査会でございますが、御承知のとおり、臨時行政調査会の検討項目の中に基本的調査事項というものを本年四月十七日に開かれました調査会で概定をいたしております。その中に「特殊法人等の在り方の抜本

的改善について」という項目があることは私ども十分承知をいたしておるわけでございますが、ただ、本件特殊法人放送大学学園の設置ということにつきましては、先ほど来申し上げましたような考え方をもちまして、その新設は必要であるということと政府としては考えております。臨時行政調査会がこの検討項目のもとにどのように具体的な検討を行われるかということにつきましては、これは、二年間の審議期間の間に臨時行政調査会自身がその検討項目を具体的に自主的にお決めになるということでございますので、いまの段階でわれわれの方から本件に関しということで御意見を申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○太田淳夫君 次に、NHKの方お見えになっておりますが、NHKは、教育放送として市民大学講座とか、あるいは教養番組、あるいは趣味の番組など、いろいろユニークな番組を取り上げて長年にわたって努力を重ねられてみえましたが、この視聴者に対する教育放送の効果というものはどういふものであるか、実態をお示し願いたいと思います。

○参考人(田中武志君) 先生御指摘のように、NHKでは長い間、教育放送充実に努めております。その中には、学校放送とか、大学講座、語学講座、あるいは婦人向けの教育番組等々、多岐にわたる番組を放送してきております。これらの番組は、学校教育とか、あるいは社会教育、そういったような場で、いろいろの面で利用を拡大されておりますけれども、特にここ五年間、私どもの調べたところによりまして、教育テレビの視聴者が漸次ふえてきているというようなデータもございいます。たとえば、昨年の十一月に私どもで調べました視聴率調査によりまして、一週間のうちに一回でも教育テレビを見たという人——接触率と申しておりますけれども、これが昨年の十一月には二九・五％と、五年前に比べまして五・七％も上がってきております。

また、大学講座などにつきましては、いろいろ

テキストを出しておりますけれども、そういった売れ行きなどから見まして、大学講座の視聴者——推定でございましてけれども、いま大体四十万から六十万ぐらいのやな方というふうなふうに思っております。

また、最近、生涯教育につきましても、関心も非常に高まっております。全国各地の社会教育の学習センターといったようなものなどいろいろNHKの番組を取り上げて利用しているという実態が広まっております。たとえば五十五年度の放送利用をやっております市町村の数は全国で約千二百市町村に上っております。その講座、学級数は三千に上っているというふうなことで、「おかあさんの勉強室」とか、あるいは「中学生日記」とか「シルクロード」、「きょうの健康」というようなものが特に利用されているようにございいます。

○太田淳夫君 いまいろいろと御説明がありましたが、この放送大学が発足をするとしますと、番組面でもかなり競合する面が出てくるんじゃないかと思うんですが、そこで、NHKとしても今後の教育放送のあり方がいろいろ検討されると思うんですが、この取り組み方について説明願えませんか。

○参考人(田中武志君) 私ども、放送大学の放送内容が大学教育そのものを目的として行われるものというふうな理解しております。NHKの教育テレビの教育番組などとのように競合するということにつきましては、放送大学の具体的な番組内容がどのようなものになるのか、いまの段階ではややとらえにくい面もございいますので、いまここで特に問題点を指摘するわけには若干いかな

い面がございいます。

いずれにいたしましても、放送大学ができることによりまして、NHKの、先ほど申し上げたような教育番組にいい意味での刺激や影響があると思えば、私どもとしてはそういった意味では歓迎すべきことだというふうな思っておりますけれども、しかし、競合するということになりますと、

これはNHKにとつてというよりも、教育放送の秩序そのものの自体の大きな問題は出てくるというふうな理解しております。また、私どももいたしましては、あらかじめこういった面については十分考えておかなければならないというふうに思っております。したがって、そのような競合の起ることをないよう、ひとつ放送大学の設立の趣旨に沿った内容にしたいというふうに考えております。

また、今後の私どものNHKの教育放送についてのあり方につきましては、先ほど申し上げたような具体的なそれぞれの教育番組の多岐にわたる番組を、今後とも放送の持つております教育的効果を十分認識しながら、特に生涯教育、学校放送あるいは特定対象の番組といったようなものを三本柱に、中心に、開発、充実に努めていきたいというふうに思っております。特に大学講座などを含みます生涯教育に対します多様な要望などを、視聴者のニーズがいろいろあると思っておりますので、こういったものには十分こたえていくように努力していきたいというふうに考えております。

○太田淳夫君 いまのNHKの意見に対して文部省としてはどう考えますか。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘のように、放送大学学園は放送大学の教育に必要な放送を行うということを目的としておりまして、そういう意味ではきわめて限定的な特別な放送事業者ということとが言えるかと思えます。番組も大学教育のための放送番組に限られるということになるわけでございまして、NHKの教育放送がそういう意味では教育番組のほかに報道なり教養番組を含む幅広いものというところで、両者の間におのずからそこには差があり、かつ放送大学の放送というものは大学教育そのものというきわめて限られた範囲ということとございまして、その点についてはただいまNHKから御答弁がございましたような両者の間で競合というふうなことで、競合するような面が積極的に出てくるというぐあいには私ども考

えておりません。

○太田淳夫君 先ほどNHKの方からありましたように教育放送の秩序に対していろいろの影響がないように図っていただきたいと思うんですが、またこの放送大学の出現によりまして、これは無料で見られる放送がふえてくるわけですね、当然、大学講座につきましても、受信料制度によってNHKは財政を賄っているわけですが、やはり経営上何らかのこれは影響が出てくるんじゃないかと思うんですが、その点関係省庁、郵政省どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(田中眞三郎君) ただいまも御説明がございましたように、NHKの行っている教育放送と放送大学の行おうとしている放送というものははっきりとした区別があると申しますか、目的は違うように思います。そうした意味で、お話にも出ましたようにお互いにはいい意味での刺激になつてほしいというふうな私どもも考えていることでございまして、そうした面からいたしまして、基本的に視聴者のニーズも異なってくるというような理解のもとで、NHKの受信料制度及び収納に及ぼす影響というものはほとんどないし、またさうあつてほしいというふうな考えておる次第でございいます。

○太田淳夫君 NHKとしてはどのように考えますか。

○参考人(田中武志君) 先生御存じのようにNHKは受信料を唯一の経営財源として運営されている企業でございまして。受信料を財源とするNHK、それと広告費を主な財源といたします民放との中に、先ほどお話のように新たに国費を主な財源といたします放送大学の放送が加わることにによりまして、受信料関係、特に契約とかあるいは収納面に影響を与えることにならないかといったことも私どもとしては十分あらかじめ考えておかなければならないというふうに思っております。

もちろん、放送大学の放送というものがどのような状態になるのかということも関連はござい

の基盤に立つた公共放送として公正な報道あるいは豊かな放送番組の提供に努めるということで、放送大学ができることによります受信料制度への影響を最小限にひきとどめていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○太田淳夫君 郵政大臣は所管の大臣としまして、NHKの経営状態についても先ごろの予算の審議でいろいろとよく御承知願っていると思いますが、いまNHKからも話が——NHKとしてもそれは相当に努力されると思いますが、その点、やはり所管の大臣として教育放送に対する秩序あるいは受信料の問題について一言伺いたいと思います。

○国務大臣(山内一朗君) NHKの方からはいま説明がありましたように教育の面においても非常に重点を置いてやっておられるわけでございます。

そこで、今度放送大学ができますかどうかというところになるかと、いろいろ御質疑がございましたけれども、放送大学はやはり大学でございますので、一定の計画的なカリキュラムによって三年か四年やっていくというわけでございますので、ずっと長年にわたって筋が通ってくる。それじゃNHKはもう断片的かというところ、それではございませんが、そんなに長く計画的で私はないと思うんです。ある程度の長さをもって一定期間に一つのことを獲得していただくというような点ではあるかと思いますが、そのほか教養番組等も非常に活発におやりになつておるわけでございますので、放送大学ができましたからNHKをもう見たくないという人は私はいないんじゃないか、やっぱり放送大学は大学で資格も獲得するのでございすから、根気よく放送の聴取をしていただき、NHKの方はやはり従来どおりもつとつと考えてやっていたら、私はそんなに影響はないというふうな考えておるわけでございます。

○太田淳夫君 大臣は影響はないとお考えですけれども、私は逆に影響が出てくるんじゃないかと考えておるわけです。

そこで、昭和三十九年の臨時放送関係法制調査会の答申では、この放送の基本体制についてはNHKと民間放送事業者が二本立てになつて現行制度を維持すべきである、こういう答申をしておるわけですが、これはもう郵政大臣の諮問機関でございすね。これを放棄することによって混乱が生じることはないんでしょうか。その点いかがですか。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘になりました昭和三十九年の臨時放送関係法制調査会の答申でございすけれども、私も読んでみますと、教育放送の充実強化の必要性がその中でも指摘されておるというふうな思ふわけでございすけれども、私も強化の必要性に、この放送大学の構想はそうした答申の趣旨にもかなつておるというふうには考へておるわけでございまして、そうした線に沿ひまして高等教育の機会に対する国民の今日的な要請にこたへたいというふうなことで、それから電波の有効利用にもつながるというふうには考へておるわけでございす。

○太田淳夫君 次に放送法の関係について伺いますけれども、放送大学は放送法の第四十四条の三項と五項の、いわゆる放送コードを準用しているわけですが、ところが大学という高度の機関では、たとえば憲法問題のように意見の対立した問題が当然論議されるわけですが、片方では放送法の規制があり、また一方では学問の自由なり大学の自治という問題がありまして簡単に答えの出ない問題が内在しているんじゃないかと思ふんです。その中で放送大学としての目的を果たしていくかきかならないわけですが、この点はどのように調和されていくのか文部大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 放送大学学園の放送は、大学の授業としての実質を持つておるものでございすますが、もちろん放送でありまして以上は放

送の中立、公平が守られなければならないのは当然でございまして、そういう意味で御指摘のようにな放送法第四十四条第三項の規定が準用されておるわけでございす。

そこで、その点は先ほど来御説明をされている点でもございすますが、大学と放送局とを一体のものとして設置をし、その間の調整を十分図るという考え方をとっているわけでございす。具体的に、たとえば番組の素材となります具体的な放送教材の制作というふうな点について御説明を申し上げますと、大学関係者によります授業科目の編成のためのコースチームというふうなものが具体的ににつくられていくことになろうかと思ふわけでございまして、そういうコースチームにもちろん放送の関係者も一緒に加わることになるわけでございす。そういったしまして、放送教材の制作に当たりまして両者が一つのチームをつくつて連携協力のもとに適正に進めていくというふうなことが具体的に行われていく事柄になろうかと思ひます。一つの組織体で実施をしていく一つの具體的な進め方としてはそういうことが考えられておるわけでございまして、そういう形でももちろん私も学問の自由なり教授の自由と申しますか、そういう点ももちろん確保されるわけでございまして、ただ放送コードの上での制約というものが、その点に關して大学側みずからの自制的なものに行われるというところで、その点の調和は図られるものと、かように考へております。

○太田淳夫君 この放送大学の機能、性格という点から見てみますと、先ほどいろいろと文部省の方のお話では、放送大学自体が現在の学歴中心の社会を打破するために将来中心となつて、国公立を含めた既存の諸大学と単位の互換制度及び教員の交流を積極的に進めなきやならない立場であるというところでございすますが、私たちもそういったこと、国公立を含めた既存の諸大学との単位の互換制度及び教員の交流を積極的に進めなければならぬんじゃないかと思ふんですが、その

点についていかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 単位の互換というふうなことでの高等教育の弾力化と申しますか、そういう点で私どももこの放送大学にも大きな役割りを期待いたしているわけでございまして、具体的には、もちろんこの放送大学が国公立大学のそれだけの教員の御協力というふうなこともいいたなければ成功を見ることはできないわけでございまして、そういう点で既存の国公立大学の御協力をいただきながら進めていくことになつてございす。そういう考え方を基本といたしまして、他大学との単位の互換あるいは編入大学というふうなことについても積極的にこの放送大学では取り組んでいく考え方を持っております。

そしてたとえば、具体的に申せば体育の実技というふうなことについても、この放送大学の場合で申しますと、これはそれぞれの地域社会におきまして体育の実技の場に参加するということやなことをもって体育の実技の単位にかなえるということやなところまで弾力的に進めるといふようなことも考へておるわけでございまして、そういう意味でこの放送大学の単位の互換というものについては積極的に取り組んでいただくつもりでございすし、そのことを通じて弾力化を図つてまいりたいと、かように考へております。

○太田淳夫君 この放送大学は、筑波大学と同じ新構想大学であると考えられるんですけれども、共通点と相違点はどういう点になりますか。また、筑波大学というのは国の強いコントロールにある大学になつてしまつておるという指摘もあるわけですが、その点についてはどのように考へますか。

○政府委員(宮地貫一君) 筑波大学は新構想の大学というところで、従来の学部、学科の枠を超えて弾力的かつ総合的な教育研究を進めるといふことで、学部にかかわる組織として学群とか学系というふうな制度を、それぞれ教育組織、研究組織として取り込んでおるわけでございす。

ただ、この放送大学の場合は、先ほども申し上げましたように教養学部というところで単一の学部

でございますが、ただ、範囲の対象といたしましては全国にまたがるというようなことで、具体的にはたとえば面接指導を行うための学習センターというようなものを各地に設けるというようなところで、その点はやはりこの放送大学が筑波大学やほかの大学と異なる基本的な点であるかと思ひます。

管理運営組織でございますが、筑波大学は全学的な大学の自治と機能的な運営というようにことで副学長を置き、かつ大学の運営に関する重要事項を審議するために評議会というように仕組みがつくられているわけでございます。そしてまた、教員人事を行うための人事委員会というようにものが設けられ、学群、学系にはそれぞれ教員会議というものが設けられているわけでございます。そして、学外者の意見を聞くための参与会というように筑波大学には設けられているわけでございます。

放送大学の場合には、先ほども申しましたようにこれは単一学部の大学ではございますが、各地に学習センターが設けられるというようにことで、その教員構成の複雑性というようにことから、評議会を設けて、大学の運営に関する重要事項は評議会が審議をするというように仕組みにいたしております。また教員の選考等、人事に関する基本的な事項も評議会が行うという仕組みにいたしているわけでございます。もちろん、この放送大学におきまして、学校教育法五十九条の教授会が置かれて、教授会が置かれておりますことは当然のことでございます。その教授会の具体的な組織、構成なり進め方というものは、大学が充足をいたしまして、その構成要素が大変放送大学の場合複雑な仕組みにもなっている、そういう実態に合った教授会の運営というものは、これは大学みずからが決めになる事柄ではないかと、かように考えている次第でございます。そういうことで、評議会の組織でございますとか、副学長を置いているという点では筑波大学も同様でございますけれども、大学の形態そのものの

はやはり基本的に違ふ点がある。それぞれそういう違ふ仕組みに際したものとしまして御説明申し上げたような管理運営の組織を設けているところでございます。

○太田淳夫君 いずれにしても、筑波大学が、従来の国立大学に比べますと、かなり国のコントロールが強いという懸念があるわけですから、この放送大学も新構想の大学としまして、大学に強い支配力を持つ理事長を文部大臣が任命するなど、国のコントロールが強過ぎるんじゃないかと思ひます。この放送大学の民主化を徹底するために、理事長の選任には両院の同意を得て文部大臣が任命するなど、手続の民主化を図るべきじゃないかと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(宮地眞一君) 理事長の任命につきましては、文部大臣が主管の大臣として任命をするという形をとっているわけでございまして、国会の同意を経て理事長を任命するというような仕組みを——直接同種のものではございませんが、たとえばNHKの経営委員等の場合にはそういう仕組みが放送法で規定をされているかと思ひますが、それはやはりNHKが受信料に基盤を持った公共放送というように性格から来ているものかと思ひわけでございまして、この放送大学学園の場合には、大学の設置と放送局の設置をする主体でございまして、大学を設置する特殊法人という観点からいたしまして、たとえば先ほども御説明をしたわけでございまして、種々大学関係者等の意見を聞くという具体的な事柄については十分慎重な対応をしなければならぬかと思ひますけれども、ただ、法文にそれを具体的に規定するようになりますと、大学関係の団体と申ししても各種ございまして、それらについて適宜、適切な対応をするというためには必ずしも法文に規定する技術的な困難点も確かにあるわけでございまして、実体的に大学を設置する法人としての特性というものを十分配慮いたしまして対応を考えていくということで対応をいたしたいと、かように

考えております。○太田淳夫君 この放送大学は広く国民に高等教育の機会を与える趣旨のものとして聞いているわけですが、できるだけ多くの人にわかりやすい内容であるべきでありまして、その反面、大学にふさわしい質の確保ということも要請されるわけですが、この要請の調和はどのようにして図るつもりですか。

○政府委員(宮地眞一君) 放送大学として大学にふさわしい質をどうして維持するのかというお尋ねでございますが、もちろんこの放送大学の授業の形態といたしましては、放送によりますものがおおむね三分の一、学習センター等におきますスクーリングをほぼ三分の一、そして残りの三分の一を教科書等の学習——これは自宅での学習でございますが、それを三分の一というように、大体授業形態としてはおおよそそういうようなことを目途といたしまして考えているわけでございまして、面接指導を三分の一程度ということで、相当重視もいたしておるわけでございます。そういう点では、もちろん大学教育の実質を十分確保した内容のものをわかりやすく教育をするということをお骨子といたしまして、十分私どもとしてはこの放送大学が大学の質を確保されるものと、かように考えております。

○太田淳夫君 広く教育の機会を与えるという見地から考えますと、体の御不自由な方々の便宜も積極的に図ることが必要ではないかと思ひますが、この点の受け入れについてどのように考えているのか。また、そういう皆さん方のためには学習センターでの指導の免除、あるいは自宅での試験の実施など、特別対策があるのかどうか、その点ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(宮地眞一君) 障害者の受け入れについて積極的に考えるべきではないかという御趣旨のお尋ねでございますが、もちろんそういうことは高等教育の機会を国民に広く広げるといふ観点からも必要な事柄であらうかと思ひます。具体的な配慮をいたしましては、たとえば学習

センターにおきますスクーリング等に際しましてはそういうような配慮というものが必要であらうかと思ひます。また放送そのものについてどうかという点もあるわけでございまして、それらの点については今後この学園が発足し、大学自身が具体的な教育の進め方については具体的に検討されていくことになるわけでございまして、そういう点が十分配慮されるようなことを私どもとしても大学側に期待をしているところでございまして、施設の配置その他につきましても、そういうようなことを配慮すべきものと、かように考えております。

○太田淳夫君 この放送大学は教養学部という単一学部の大学なんです。これは将来にわたつても教養学部以外の学部は設けるお考えはないのか、あるいはこの放送大学の学士号というのは教養学士になるわけですか。その他教員免状とか、あるいは実生活に役立つような資格の取得については可能なかどうか。今日では司法試験あるいは医師免許試験など、そういう免許取得のためにかなりの学習が必要になるわけですが、そういう国民のニーズにこたえる趣旨から、むしろこういう資格の取得に資するような学部の増設ということも必要じゃないかと思ひますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 放送大学の学部といたしまして、教養学部ということで計画をいたしております点は先ほどもお尋ねがございまして、お答えをした点でございます。

さらに、将来もう少し実践的な学部とか、あるいは資格取得というように点での配慮をすべきではないかという趣旨のお尋ねでございますが、一つには放送利用ということで言いますと、電波にも限りがあるという具体的な制約もございまして、御指摘の点は将来の検討課題としてはそういう点もあるかと思ひますけれども、当面は私どもといたしましては教養学部ということで充足をし、実施をしまして、さらに国民全体のニーズというものがどういう方向にあるのか、

○政府委員(宮地實一君) 放送大学が成功するためにも教官スタッフの確保ということが一番重要なことは御指摘のとおりでございます。私どもといたしまして、それぞれ放送大学の本部なりあるいは学習センターに所要の教員、専任教員を

そこで、NHKに協力してもらうという言い方の中に、実は、放送は特殊法人である学園が行うという政府案の弱点がみごとにあらわれてきているというように私は思うんですよ。いま御質問の点で端的にお答えしますと、先ほどからおつし

同時にもう一つ、何か局長もおっしゃっていらつしやいましたが、三分の一なんです、テレビ授業というのは。あと放送大学の教育を主として、そういう意味で三分の一度放送番組に依存しますけれど、本来それで全部ではございませんので、印刷教材とか、通信指導とか、スクーリングとか、あるいはもつと、特にゼミナールの問題とか、こういうような問題について、両者の協議等がそう

かし、そういう毒素を薄めるために、こういう提案をしておるんだと、そういう点を私ども考えておりますので、その点こそ心配、それを薄めるのは社会党案だと、こういうふうにひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○太田淳夫君 終わります。

○山中郁子君 本法案が、きょうの連合審査もそのうでございまして、衆議院からまた参議院へ参り

まして文教委員会ではいろいろ議論された焦点の一つに、大学サイドから言う学問の自由、大学の自治、それから放送サイドから言う放送の中立公正、不偏不党、この二つの理念がどのように統一的に理想的に実現し得るのか。そして、政府提案においてはそこが重大な問題点があるし、解決はされない、そのところが問題であるかと私は理解しております。そういう観点から、幾つかの面からいろいろだしたいと思うんですけれども、一つは放送大学学園の機構のあり方の問題ですけれども、放送法第一条の放送規律の原則に基づいて、放送番組の自由、それからまた放送コードの適用による意思決定、これを執行するのが理事長であつて、番組の編集権や電波の発射権は、一手に文部大臣が任命する理事長に集中しているという理解になりますけれども、この点はそう言わざるを得ないわけですね。確認をしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) この放送大学学園が放送事業者ということになるわけでございますので、放送事業者としての責任者というのは理事長ということになるわけでございます。

【委員長退席、文教委員会理事大島友治君着席】

ただ、お話をこの放送大学学園は、もちろん大学を設置し、放送大学の教育を行うために放送を用いるということでございます、考え方としては、放送大学がその教育を行う一つの手段として放送という手段を用いる。放送である以上は放送法上の規制があるということになるかと思ひます。

そこで、その調整を一つの法人にするということでございますが、やはり問題は、行われます放送も大学教育のための放送だということが基本でございます、私どももいたしましては、もちろん学問の自由が確保されることが必要でございます。そういう観点から、放送大学が大学の自治なり学問の自由を確保していることはもとよりでございますが、ただ放送という手段を用いる

という限りにおいて放送法制上の制約をこうむる、そのことについて大学側が自制をするという方々でございまして、考え方の基本といたしましては、やはり大学の自治なり学問の自由を確保する、大学教育を行うこと自身の方が主であるわけでございまして、その手段としての放送であるという点に、考え方としては大学の自主的な判断で自制が行われて調和が行われるものと、かように理解をいたしております。

○山中郁子君 さつき委員長から御注意がありまして、執行するの理事長で、番組の編集権、電波の発射権はこの文部大臣が任命する理事長に集中しているんですね、この確認をお願いしたいんですが、それはそうなんですか。何かもつと違う合議制がたええと、そういうふうになっているんですか。それを端的に答えてください。

○政府委員(宮地貫一君) 放送事業者としては放送大学学園でございます、その責任者は理事長でございます。

○山中郁子君 ですから、幾ら局長がいまそれはいろいろ大学の自制とか民主的な運営といったところで、法律上の担保がないわけでしょう。そのところを問題にしています。それがこの委員会審議でも問題になってきているところ、法文上の民主的な運営の保障がないと、これはもう私が申し上げるまでもありませんけれども、戦前NHKが絶対主義的天皇制の護持と侵略戦争遂行の思想動員の道具として利用された。これは、大変苦い経験をおぼえ、日本国民は持っているわけですね。この反省の上に立って放送法がNHKの放送、一般放送事業者の放送を問わず、国家の行政権力による干渉、規制を厳しく排除している。これが放送法の基本的な理念ですね。そういうことから、歴史の教訓に立って、こうした放送法がつくり上げられてきているんです。その上で、きょうNHK

Kの方もお見えになっていきますので、ちよつとお話を伺いたいんですが、こういう放送法上の理念を貫徹するために、NHKは放送番組編集の自由を確保するというためにどういう努力をされて、どういふ制度的な保障のもとに行われているか、御紹介いただきたいと思ひます。簡単に結構ですけれども。

○参考人(田中武志君) 御存じのように、NHKは、放送番組の編集に当たりましては、いま申さるような放送法にのっとりまして国内番組基準というものを定めております。これによりまして放送番組の公正確保のための自律的なよりどころというふうにしております。それで、これによりましてまたさらに各年度ごとに国内放送番組編集の基本計画というものを従いまして公正な報道、豊かな放送番組の提供に努めているということでございます。

さらにもう一、二点申し上げますと、番組の適正を図るために放送法にのっとりまして、中央に番組審議会、それから全国に八つの地域に設けましてそれぞれ毎月一回、番組全体の御意見を伺っている。それからそのほか視聴者会議というものを開きまして、いろいろ各分野の、広い分野の方々の視聴者の意向の受けとめをしております。さらに放送番組モニター制度というものを設けておりまして、全国で公募をいたしました一般モニターの方々、今年度で約七百五十人の方がおられますけれども、そういった方々に常々番組に対する意見とか、あるいは反響とか、そういったものをいただいております、そのほかにも特別の学識経験者とか専門の方にもモニターを依頼いたしまして、番組制作につきましても貴重な意見として参考にさせていただいております。

【委員長代理大島友治君退席、委員長着席】
○山中郁子君 通信委員会では、NHKの予算、決算に当たりまして、そうした面からいろいろ意見もあつた。私も少なくない意見を持っております。で、議論も行われています。しかし、制度的にそうしたものが置かれ、そしてその上で

努力をするということによって初めて放送法で言う理念が貫徹に近づいていくという、そういうことは当然の前提だと思ひます。で、意思決定機関である経営委員会が合議制になっていることは、幾つかの理由はもちろんございまいしょうけれども、当然の問題として適切な意思決定、つまり独断を排し、各種の知識と経験、意見を持ち寄つて、民主的な、最も適切な意思決定を行えるようにするという、そういう趣旨をもつて合議制になっているものと理解しておりますけれども、この点についての郵政省の見解をお伺いいたします。もちろん、ほかにも理由がいっぱいありまじうけれども、これは大事な一つの背景であるという点についてです。

○政府委員(田中眞三郎君) NHKの経営委員と申しますか、NHKに置かれておりますのは、放送法の十六条で経営委員等は両議院の同意にかからしめられていること、それは国民的な基盤に立ちます公共放送としてのNHKの性質というものにかんがみまして、国民全体の意思を委員の選出に反映させるという趣旨のものだというふうな考へております。

○山中郁子君 少なくとも放送大学学園において意思決定機関を合議制の理事会として、そして理事長は理事の互選とするということにして不都合な理由がありませんか。

○政府委員(宮地貫一君) 理事長の任命については主務大臣が行うというのが通例でございます、放送大学学園の理事長についてもそういう形で文部大臣が任命をするという形にいたしましたものでございます。

問題は、放送大学学園が大学を設置する特殊法人であるという点の一つの特色があるわけでございます、そういう意味では大学の自主的な活動を保障するということが基本的に必要わけでございます。それを受けて、私どもとしましては大学の責任者としての学長というものがいるわけでございます、教学なり教育内容に関して申せば学長が責任を持つということが基本的な体制

でございます。

したがいます。合議制の理事会を設けることになりまして、学長が理事として理事会の構成員になるという事で、その理事会の決定に拘束をされるという事、むしろ学長の責任者として任ぜらるという体制から見ればいかがなものかという事、理事会という合議制の組織というもののついて法定をしなかつた理由は以上の点でございます。

○山中郁子君　それがどう考えても理解に苦しむんですけれど、学長の内容は大学の問題でしよう、大学の自主性に任せるんでしよう。理事会で学長の問題を決めるんじゃないんでしよう。そこへまず第一の基本的な、あなたのこまかしになるのか、全く理解できない理屈があるんですけれどね。学長の問題については大学の問題なんですよ、理事会の問題じゃないんでしよう、どうしてそういうふうになるんですか。

○政府委員(宮地貫一君)　御指摘のように、学長の問題というのは、これは大学自体の問題でございます。

問題は、学園の最高の意思の決定機関として理事会というものが設けられまして、そういうことに、学長面について拘束するような事態が出てきたら困るという事を申し上げたわけでございます。本来的に申せばそういう事柄は理事会が関与することでないから、そのことは心配する必要がないではないかという御指摘でございます。そういう心配は私ども何らその点について申し上げる点はないわけでございます。けれども、学長を理事会の構成員として、意思決定に参画をさせるというふうな形で決まることはいかがかと考えたわけでございます。

それから、学校法人の場合には通例理事会という形が設けられているわけでございますけれども、一つは放送事業者としての決定が優先するということになれば、その点については本来この放送そのものが大学教育のために行われる

放送でございます。私どもとしては、むしろ大学自体の自主性といえますか、そのことを確保することが基本的に必要なのでございまして、そういう意味で、この放送事業者としての理事会の決定が優先をするということになりますと、学長面についての学長の責任といえますか、それを拘束することになりかねない、その点を考慮して理事会という構成組織をとらなかつたわけでございます。

○山中郁子君　あなた、理屈にも何もなつてないじゃないですか。まず学長について拘束しないというんでしよう、しないんでしよう、この理事会は、だつたら、そこに大学の学長が入っているから理事会の決定があれば学長を拘束する、そういうこと、理屈だつて成り立たないし、逆にもしいういうおそれがあるというならば、なおさらのことと理事として入っている学長の意見が合議制によつて生かされなければ理事長の専決になつちゃうじゃないですか、二重にあなたの理屈はまるつきり理屈になつてないですよ。簡単に言えるならばちゃんと簡単に合理的な答弁してください、長々言うんだつたらもういいですから。

○政府委員(宮地貫一君)　この放送大学学園は大学を設置し、かつ放送局を設置して、その限りでは放送事業者でございます。その放送事業者としての決定が理事会という形で学長を含めた拘束される形で決定されるという事になれば、先ほど申しました番組編集の自由の問題と大学の自由の問題ともかかわつてくるわけでございますが、私ども教育の内容をいたしましては、従来から御説明しておりますように、一つの組織体としてのこの放送大学学園における放送関係者と大学教育の教官スタッフとがコースチームをつくつて、そこで十分議論をして番組をつくっていくというところで調整を図つていくわけでございます。放送事業なり放送の中身について放送事業者としての決定が理事会という形で拘束されることについては問題があると、かように申し上げている点でございます。

○山中郁子君　大事なことなので確認しておきますけど、あなたさつきからおっしゃるのは、学長内容にも理事会のそれが入るようなおそれがある場合に学長が入っていると拘束されるから、そのために合議制にしないで、いわゆる独任制というんですか、理事長のあれに集中して、こうおっしゃるわけね。だつたら一つだけ私ここで確認しておきます。

そのあなたの御答弁はいろんな問題が出てますけど、これは当然文教委員会でもた御議論になつておられますけれども、一つだけ確認しておきますけれども、そうすると、あなた方は理事会での決定が学長内容にわたるおそれがあると、こういうふうな認識をいらつしやるわけですね。それは重大な問題ですよ。あなた、そういうおそれがあるから、学長が理事会に入っているから理事会の合議にしかかつたと、そう言っているんですもの。(そうじゃないよ)と呼ぶ者あり) そうじゃないんですよ、そういうふうなあなたはおっしゃっているんだから。

○政府委員(宮地貫一君)　学長に関する事柄につきましては学長が責任を負うものでございまして、問題は、放送を実施するに当たりまして出演者をだれにするかとかそういう事柄について、それが放送事業者としての放送大学学園の意思決定機関が理事会という事で拘束されることになることは困るということをおっしゃっているわけでございます。

○山中郁子君　あなたさつきのおっしゃつたこと取り消されるわけね、撤回するわけね、さつきあなたは明らかにそういうふうにおっしゃつたんだから。

それからもう一つ、いまのことだつて、なぜ番組にわたることが、理事長に集中した権限で専決される方がより理想的にできるんですか。学長も含めた合議に基づいて決定された方がより民主的に、よりよいものになるじゃないですか。全く理屈に合わないじゃないですか。重大な問題です。これは申し上げるまでもないけれども、私学法

によつてたつて——これは簡単に引用いたしますけれども、第三節「管理」のところ、本条は右のごとく理事の人数を増している趣旨は、少数理事による専断的な学校経営の余地を少なくして、学校法人の公共性を確保するためであると、こういうふうになつていくわけでしょう。だから一層そういう教育全体の問題から言つても、そうした理事長に番組編集権あるいは電波の発射権が集中していくという事態が重要な問題の中身の一つだということをお重ねて指摘をしておきます。これに対する文部省の御見解は余りにもでたらめな理屈だということを言わざるを得ません。

それから、特殊法人を選んだ理由の一つは、先ほどの御説明にもありましたけれども、現行法制放送法上の困難という理由でございまして。先ほど経営委員会の合議制の問題、それからNHKで国営放送というふうにならないようなさまざまな制度上の保障、その他のことが行われているということについての御紹介もいたしたんですけれども、これはこうした文部省が衆議院での放送教育に関する小委員会報告を法案推進の理由にもおつしやつていく模様なんですけれども、この報告でも、「特殊法人方式をとる場合には、特殊法人の組織及び大学の管理運営のあり方について大学の自治が尊重されるよう事前に十分な措置を講ずることが必要であります」と、述べていますけれども、これで必要で可能な措置というのはどういうところにとられていたのか。私は、いまのことも含めてですけれども、これがとられていないというふうにししか認識できないんですが、この点についてちよつと見解をお伺いしておきます。

○政府委員(宮地貫一君)　御指摘の特殊法人方式についての大学の管理運営のあり方について、大学の自治が尊重されるように事前に十分な措置を講ずることが必要であるということについてのお尋ねでございますが、この放送大学学園法案におきまして大学の自治を保障するという見地から、学長の任命方法については、評議会の議に基づい

て学長が定める基準により、評議会の議に基づいて候補者が選考され、その候補者について理事長が発令を申し出て、文部大臣が任命をするという仕組みにいたしておられるわけでございます。基本的には教学に關します人事について大学人がみずから選ぶという基本線を、評議会という組織を法定をいたしましてその点を確保するという点が、大学の自主性を尊重するという点での基本的な規定であらうかと、かように考えます。

○山中都子君 評議会の問題についてはまた後ほどちょっと触れますけれども、だからいまの問題の観点から言つて、その評議会の法定自体に重大な問題があるということを描してきておきます。

それで、文部省がこの二十二日、五十五年度教育白書を発表されて、生涯学習のための教育環境の整備をうたつておられますし、また、これは三月十四日でしたから、発表された中央教育審議会生涯教育に関する小委員会の「生涯教育について」の報告も、大学院を初め学校の開放、多様な学習の機会をつくるなどの提言をされて、いろいろに理解をしております。しかし、いろんな問題点がやっぱり依然として多いですけれども、真に放送大学が国民に開かれた大学となるようにするためには、基本的に国民の意見を十分に反映しながら進められる必要があると私は考えておりますけれども、この点の基本的な御見解を伺います。

○政府委員(宮地貫一君) 放送大学が生涯教育の充実のためにも大変重要な意味を持つということ、これは御指摘のとおりでございます。問題は、開かれた大学ということから言えば、国民の声をどのように反映するかというお尋ねでございます。

もちろん、この放送大学の放送というのは大学の教育そのものでございまして、放送大学の学生からのいろいろな意見というものは、学習センターにおけるスクーリングというような場を通じて十分その声を反映する配慮というものはなされるかと思つてございますが、さらに、

もちろん一般の方々がこの放送を視聴するわけでございます。そういう方々から意見が寄せられるということも十分予想されるわけでございます。ただ、この放送そのものが大学教育そのものであるということでございます。その声をどのように受けとめて、どう反映させるかということについては、これは大学みずからが決められることが適切ではないかと、かように考えております。

それらについては、やっぱり放送大学みずからが何らかそれらの視聴者の声を受けとめるための委員会というようなものを具体的に設けるというようなことも、具体的な方法としては考えられるかと思つてございまして、いずれにいたしましても、この放送そのものが大学教育そのものであるというようにも考えられて、私どもとしては、それは大学がみずからお決めになることが適切ではないかと、かように考えております。

○山中都子君 一つは、文教委員会で、札幌公聴会、広島公聴会、地方公聴会をされました。それで、この報告書も私読ませていただきましたけれども、ここでも、たとえば教育有給休暇の問題、それから地方からのスタート、まず地方を重視してほしいと。これはかなりいろいろ強調されて御意見が出ています。これは読ませていただきました。それから、学習センターの数をふやしてほしい。幾つかのこうしたいろいろな意見が出て、この提案されている放送大学の発足、そのまずスタートに当たつて、国会が聴取した公述人の陳述の中にもそういう問題がたくさん出てきているわけですね。

こういうものを制度的に吸収して、そういうものを反映させて生かしていくという制度的な保障が、やはり文部省が「放送大学の基本計画に関する報告」ということで出されている中、もちろん法案もそうですが、そういうものには何らか制度的保障が示されていないんですね、その方向が、局長はいま、それは大学にお任せするんだと、こういうふうにおつしやつていますけれども、一番

基本的な点での、先ほど私は理事会の非民主的なあり方についても申し上げましたけれども、大学が決めるというならば、さつきお話がありましたけれども、なぜ評議会というものを法制化しているんですか。評議会自身が問題なんですかね。そうしたら評議会を大学が決めるというふうにしたらいけないでしょうか。基本的には大学の問題なんだから。法律でもつて評議会を法制化する。これはもう筑波大学の例その他いろいろ出て、文教委員会でいろいろ御議論があったものだと私は思つておりますから細かいことは申し上げませんけれども、先ほどお話があった文部省の、まあコントロールという言葉もございましたけれども、要するにそういうことで文部省のまあ足かせですね、足かせというところで評議会だけ法制化して、そして基本的に民主的に保障されなければならぬ。いまさきまものについては、全部それは大学の問題です。大学の問題ですと云つて何ら保障を示さうと思つていない。そこにはやはり基本的な問題があると思つたので、必要があるならば、評議会だつてそれじゃ大学が決めるということ以外の何物でもないじゃないですか。そこは私はあなただけのこの法案の中の本質的な問題にかかわる重大な身勝手な言い方だということに思います。

国会の訪英議員団がオープン大学の調査をしたときの資料が国会にも報告されておりますけれども、その中でも、かなり学生は、大学評議会や学術協議会、学術理事会、企画理事、学生及び学位理事を含む大学の主要運営機関に代表を送つていて、こういうことも報告されております。こういう運営をなぜこの放送大学において保障するような提起がされていらないのか。するべきだと思つておりますけれども、その点はどうですか。

○政府委員(宮地貫一君) イギリスのオープンユニバーシティの場合に、大学の運営に学生を参加させているが、その点についてどうかというお尋ねでございます。確かに御指摘のようにオープンユニバーシティにおいてはいろいろな学外の関係者、もちろんそ

の中には学生の代表者を含めてそういう構成がなされているというところは承認されているわけでございます。そういうところはそれぞれの大学の制度なりには、やっぱりそれぞれの国の事情、国情と申しますか、そういうようなものが背景としてはあるわけでございます。イギリスの近代市民大学では、オープンユニバーシティに限らず、やはりそういう大学の管理運営が、学内者だけじゃなくして学生や広い範囲の学外者を加えて行われる仕組みというところが、これはオープンユニバーシティの場合だけではなくて一般的な事柄として行われているというぐあいに伺つておられるわけでございます。その点、わが国の場合においては、そのことを取り入れるということ、それを制度化すること、これが直ちにふさわしいかどうかというところについては、私ども必ずしも適切ではないかと、かように考えております。

しかしながら、もちろんそういう学生を含めまして学外の方々の御意見を聞くための仕組みなりそういうものについては、当然そういう声を反映させる事柄を、考える事柄としては当然のことではないかと、かように考えます。

○山中都子君 放送大学の計画に当たつて、いまのお話だと管理運営への学生参加については検討されていない。まあ日本ではそういう時期になつていないというふうにおつしやつていて、時期にも聞かれます。これから考えるんだというふうにおつしやつていて、これも聞かれます。両方あわせてどうしようという一度はつきりさせたいんですが、先ほどNHKの御紹介にもあつたように、放送法の規定を受けて、それを貫徹するために、こういうことで視聴者会議、視聴者懇談会、番組審議会、世論調査機関、さらに直接的にはNHKの場合、集金人がお金をもらいに行つて、それで国民の声を聞いてくると、こういうものにもなるわけですから、こういうものを、放送法との整合性からいって、つまり放送法で言う公共性、不偏不党、中立公正、こういう放送法からの整合性の上からも、まあいまの場合私は学生で申し上げ

ますけれども、学生の声を反映する制度を設けるのは当然のことではないかと思っております。そのことをあわせてもう一度伺いたします。それから先ほど私申しましたけれども、どうしてその評議会だけそれじゃ法定なされたんですか。そのことははっきりしてほしいと思います。大学が決めることだ、大学の自治だとおっしゃるなら、評議会だつて大学の教授会の自治で決められたらよろしいことじゃないですか。

○政府委員(宮地貫一君) NHKにはもちろん公共性の確保という観点から、放送法上のいろいろな規定というものがあつて、承知をしております。でございまして、基本的な点で申せば、この放送大学学園というのは、やはり大学を設置して、大学教育としての放送を行うという点が一番基本でございまして。したがって、私も一番基本的には、大学の自治な学問の自由の確保という点がやはり基本的に必要な事柄であらうと、かように考えております。

放送大学学園として学外者の意見を聞くための組織としては、運営審議会というものをお願いしているわけでございまして、その運営審議会において適切な学外からの関係方面の御意見を反映させるという組織は設けてあるわけでございまして、その運営審議会の構成メンバーとしては、御指摘のような、たとえばその中に視聴者代表と云えるような方々もやはり構成メンバーとして考えるべきことは、事柄としてはそういうことを受け入れて構成を考えていくべきものではないかと、かように考えております。

○山中郁子君 学生は。

○政府委員(宮地貫一君) 学生を運営審議会の委員——まあ学生の立場と申しますか、学生については、その対応は、それぞれまた大学みずからがお考えになります。運営審議会というものはむしろ特殊法人側の放送大学学園の諮問機関として広く学外者の意見を聞くための組織として置かれてあるものでございまして、考え方としては、学生の意見を反映させるための組織ということとは

若干事柄は異なるものと、かように考えております。

それから評議会を法定しているのはなぜかという点でございまして、これは放送大学というものが従来の大学とは全く異なつた新しい形の、全国各地に学習センターを設置し、そういう意味では教官組織がきつめて複雑になるといふような事柄も受けまして、教員人事全体につきまして大学の自主性を確保するための手だてといたしまして、むしろこの学園法案に法律として規定を積極的にすることによりまして、むしろ教官の選出方法について大学人みずから行うという仕組みを法制化することが大学の自治の確保のために必要な事柄という考え方に立ちまして規定を設けたものでございまして。

○山中郁子君 私は、その学生の意見が反映される制度的な保障がないではないかということを申し上げておるんで、それがやっぱりないということとなつておるんで、それと、評議会の問題についてはもうこれ以上時間とるわけにいきませんけれども、あなた方が大学の自治で大学が決めることだとおっしゃるならば、当然のことながら評議会の設置いかんが大学が決めるべきことじゃないですかということとを私は申し上げておるんです。それでこそ本当に大学の自治が貫徹される。都合のいいところだけ法制化しておいて、そしてしなきゃいけない問題についてはほかにおかふりしているというそのことが、こういうところに端的にあらわれているということとを私は申し上げておる。

そうしますと、結局、先ほどもどなたかちよつとお話しになつていらつしやいましたけれども、大学紛争のさなかに、当時の佐藤総理大臣が、学生のいない、つまりキャンパスのない、紛争のない大学ということで打ち出されたという、そういう歴史的な経緯で、こういうものとかかわりやうつぱりどうしたつて重大な問題として各方面から指摘されるに至つておるということとは、当然一層明らかになつてきているということなんです。

私はもう一つ、わが党が修正案を提出したいという予定で、文教の理事会の皆さんにはお示しをされているというふう聞いておりますけれども、その中でも強調されているんですが、異見放送の保障というものが、やはり放送法で言う中立公正を確保する不偏不党ということのために大変重要だと思つております。この異見放送というのは、異なる意見という意味での異見です。以降、私が異見と申しますのは、その異なるの異見ですので、そのようにお聞きいただきたいと思つております。

で、放送大学が一般の大学と違うというのは、まあ簡単に一口で言つてしまえば、放送によつて放送を媒体とするということ、ですからこれは単に学生だけじゃなくて、受講生だけじゃなくて、きわめて広範囲な国民に影響を与えるということになると思つております。で、完成時は、放送は全国の八〇%をカバーすると計画されていると認識しておりますけれども、大体そのようになりますか。

○政府委員(宮地貫一君) 従来基本計画で述べられておる点で申せば、そういうこととございまして。○山中郁子君 そうしますと、この放送大学の放送によつてたくさんの方々が、まあ思想形成の上で大きな影響を受けるというか、与える可能性を持つておるわけですね。で、この電波の影響力を考えた場合に、放送大学の放送教育は学説の固定化というようなことを言われる危険は避けなさいけないし、多様な立場からの講義がされる必要があるというふうにおもうのですけれども、そのために、人事の上でいろいろな立場、学説の教員が確保される必要があると思つております。

たとえば一番わかりやすい初步的な言い方をすれば、経済学で言えば近代経済学とともに、マルクス経済学、それぞれの分野のすぐれた教員によつて講義がされるということが——その二つだけに限りませんけれども、されなければいけないし、そういう問題について、文部省の考え方、それからそういう点についての保障をお伺いいたします。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど来御答弁申し上げておる点でございまして、基本的には、これは大学教育の中身としての放送でございまして。したがって、大学自身がその教育の内容はすべてをお決めになるわけでございまして、問題は、放送という手段を用います以上は、放送の中立公平が守られるべきことは当然でございまして、そういう意味で放送法四十四条三項の規定が準用されることになるわけでございまして。その第四号で、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」というようにされておるわけでございまして、放送という手段を用いる以上は、その規制がかつてくると。そういう意味で、大学が自律的な規制をするということが期待をされ、そのことが適切であると、かように考えております。

そうしてもう一つは、放送される以上は、国民一般が視聴するから、いろいろな意見が寄せられるであろうと、それらについてその受けとめをどうするかという問題については、これは大学において適切な委員会というような組織を設けて受けとめる仕組みというふうなものも考えなければならぬものではないかと、かように考えます。それらの点については、それぞれ放送大学の側において十分配慮をし、検討すべき事柄ではないかと、かように存じます。

○山中郁子君 その点だけから見ても人事が非常に民主的に行われなければならぬ。それが政府案では、人事権を少数の評議会にゆだねて、実質的には教授会の自治を奪うという形になつておることを先ほど指摘をしたところなんです。ですから、この評議会の問題も、こういういま申し上げておる中身ですね、放送大学の生命にかかわるようなその中身と深い関係があるということを重ねて申し上げておきます。この点は、もう先ほど申し上げましたから、これ以上繰り返しません。それで、いまお答えがあつたのですけれども、それははっきりした保障というものがされてないのですけれども、それでは結果的に国民の側からすれば、放送大学の放送教育はある問題に関して、

まあこのカリキュラムを見れば、もうほとんどそういういろいろな異見のある科目です。たぶん、たぶんあります。そういうものについて特定の学説のみが放送されて、その教員の学説が唯一正しなものとして一般に受け取られかねない状況になって、こういうことに対して国民が批判をする、視聴者が批判をする、学生もそうですけれども、そういうことに対してはどのように解決がされるという仕組みになっているのか、なっていないのか、お答えはどうかをお伺いいたします。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど来の答弁の繰り返しになるわけでございますけれども、この放送そのものは放送大学の教育そのものというところになるわけでございまして、そういう意味で、ただ放送という手段を用いる以上は放送法上の規制が及んでくると、その点は四十四条第三項の規定が準用されているという点で申し上げておきたいでございます。しかしながら、これは大学の授業そのものであるわけでございまして、たとえば先生御指摘の点で言えば、いわゆる異見放送を認めるべきではないかという点で御指摘があったわけでございまして、これは大学の授業そのものでございまして、大学がみずから決めたカリキュラムに従って教育によって実施をされているものでございまして、もちろん、その放送法上の放送コードは守られるべきことは当然でございまして、そういう自律的な規制というものを大学がみずから行うことになろうかと思っております。そして、視聴者からのいろいろな意見というふうなものについては、先ほど来申し上げているような大学において適切な委員会を設けて、その寄せられる意見というものを吸い上げてそれを反映させていく仕組みというものは当然考えるべき事柄であらうかと思っております。事柄としては大学の授業そのものでございまして、それらについて大学みずからが決められた事柄、行われます授業をほかの方が御批判いただくのはもちろん結構なわけでございまして、その授業についてさらに別の反対意見の方の説を放送するとい

うような場ではないということは、放送の授業そのものであるという点からそのことは御理解をいただきたと、かように考えます。

○山中都子君 そうではなくて、こういうものがあつた場合に教授会で当然検討される筋合いになるわけですね。教授会で検討された結果、一定の条件のもとで異見放送を保障するということは決して学問の自由の侵害というふうなものにはならないんだし、むしろそういうことによつてこそ放送法で言う不偏不党、中立公正が維持されるというところで、そのことは放送大学の重要な一つの基準である、規範にしなければいけない問題だと私は思っております。ですから、これが逆にあな

たの言う論法に従つていって、学説の固定化なり偏向が生まれた場合に、それはどういふふうな国民の声が保障されるのか、国民の反映によつて中立公正が保障されるのか、是正されるのか、そこが異見放送という形によつてこそ保障されるもので、もちろんほかにもバランスのとり方もあるわけでございまして。だけれど、異見放送というものはどうしたつてそのために必要なもので、それは大学の自治を基本的に侵すようなものではなくて、この放送大学の内容を放送法にのつとつてよりよいものにしていくというそういう観点から申し上げているというのをぜひ、頭から聞かないんじやなく、もう少しちゃんとフランクにお聞きになつてお考えをいただかなければならないと思ひます。

もう一つ内容の問題については、先ほどもちよつと指摘しましたけれども、中教審の生涯教育についての報告でも学習の地域性が非常に重要だといふことで指摘をされているんですが、いま文部省が全国画一の放送教育を計画されていると、この点については地方の学習センターのスクーリングのあり方だとか、それから放送自身も地域と結びつく、産業、教育、文化、開発、環境などのそういう内容をどういふふうに取り扱われるおつもりがあるのか、計画をお伺いしたい。

○政府委員(宮地貫一君) 地域性、それぞれの地

域の特性を受けた教育というふうなことは、基本的に事は事柄として大事なことでないかと、かように考えております。電波といったしましては、もちろん全国にテレビ、ラジオについてそれぞれ一波確保されているという事柄でございまして、私も地域性という観点で申せば、あるいは学習センターにおきますスクーリングというのがやっぱり授業の全体の中ではほぼ三分の一程度を確保すべきものというぐあいに考えているわけでございまして、具体的にはそれぞれの地域の特性を受け考え方というものはそういうスクーリングの場などにおいて十分生かすべきものとかように考えております。

○山中都子君 これはあなたの方言葉では否定なさらないけれども、全大学人の協力、積極的な参加なしにはできないんですよ。いま申し上げましたように、私も修正案の中でも、だから教員の問題につきましても公私立大学の教員の推薦、推薦の母体は日本学術会議という形で考えられる最も理想的な提起をされているんですけども、そういうものが保障されなければならぬにもかかわらず、具体的な考え方を何にも持っていないし、やらないうで、そしてそのままにこれ提起をされている。そして、これらについては、通信教育関係者もそれから大学人も、それから私学関係者も、みんなかなり深刻な疑問も提起し、積極的な意見もいろいろ出しているんですね。だから、これはもう本当に国民のコンセンサスを得ないままにこうした未成熟なままに拙速でやるなどということについては重大な禍根を残すことになるということと、私はもちろん撤回して十分な国民のコンセンサスを得るための必要な手続をとるべきだといふことを考えて主張をするわけですが、これは放送衛星のお話がありましかつても、それらの問題、その他も含めてのことについて、いまお伺いした限りでも、必要なことについて何ら具体的な責任ある中身をお持ちにならないままにこり押しをされるということは一層重大だといふ認識を新たにいたしましたので、そのことを申し

上げておきます。時間が少なくなりましたので、最後に社会党の提案による法案について二、三お伺いをしたいと思います。

社会党の提案を見させていただきました。私も、いま私がここで申し上げてまいりました新構想大学の方式によらないで国立大学として設置をされるということによつて教授会の人事権など教授会の自治が保障されるという問題点、そういう中身、それからNHKにゆだねられることによつて、政府案で見られる理事長への権限の集中によるいわゆる放送の国家統制の危険性、こうした問題についての緩和、それから放送大学の発足に先立つての全大学人の創意の結果という、私も修正案でも申し上げている主張が中身としても取り入れられていふし、それから国の費用負担による放送の予算、決算は国会の承認事項となるといふ幾つかの問題で、いままで指摘をしておりました政府案から、改善それからより基本的な大きな問題が解決をされていくという、そういう可能性を理解することができま

その上に立つて二、三の問題についてお尋ねをしたいんですが、一つは番組編集権と著作権との間に学問の自由と放送の自由というか、中立、公正で、この問題の解釈上の対立、これがどうしてもついて回らなければならない。この点について、社会党案は準則を設けて両者が協議するという形になつておりますけれども、この準則の中身の細かいことまではよろしいんですけれども、柱ですね、柱をどのようにお考えになつていらっしゃるか、まずお伺いをしたい。

○勝又武一君 私たちはこの点が創設準備委員会の中で一番大きな論点だといふふうな思つておりますが、特に予測をされますのは、教育課程の編成権というものは当然大学が持つものでございまして、番組編集権を持つNHK側との協議の問題でありますので、特にこの教育課程の編成に関する基準の問題あるいはテレビ放送を担当する教授の問題、そして同時にまた番組の編集権からくるN

H K側の特にノウハウ、放送技術上の利点ですね、これをどう生かすかと。私はやはり先ほどもちよつと御答弁申し上げましたが、教授が十分しゃべるところをやはり五、六秒で済ませることができるといふような、きわめてテレビの持つ効果、こゝういふ技術上の効果というものが相当あるといふように率直に思います。そういう点などを準則の中に明らかにしてまいりたいと。それからなお、番組編集権と教育課程の編成権とがぶつかった場合にどうそれを調整するかという調整上の基準という問題が幾つか生まれると思ひますので、これらにつきまして設立準備委員会の中で十分な検討がなされるというように期待をいたしてあります。

○山中郁子君 いま私が文部省にお尋ねをしてきたところの一つの重要な問題である異見放送の問題ですね。これは、放送というのは、一方通行性が強い特殊性を持っているわけで、したがってそういう点では異見放送の保障がどうしても必要だと考えておりますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○勝又武一君 御質問者が御指摘になっております異見放送の保障については、私は非常に重要な課題だと思ひます。特におっしゃつていらつしやいますように、テレビ、放送を通じて学生でない多くの国民の目に触れられてきた耳にすると、閉鎖された大学の教室における講義とは大きく異なるわけでございまして、放送される教官の説がただ一つ正しいというように一般に受け取られかねない危険性を持つという御指摘はまさにそのとおりだと思ひます。したがいましめて、異見放送の機会を保障すべきであるといふ御質問者の主張につきましては十分に理解できるところでございまして、私たちもこの点を前向きにそういう点で検討すべきだと思ひますが、ただ一つ問題だといふように思ひますのは、具体的に放送といふきわめて限定された教育手段の中でその異見放送を、御質問者がおっしゃつていらつしやるような趣旨を十分に生かす実現をどう可能に

するか、その条件は何かという点について十分な検討を要するといふようにも思ひます。

ただ私は、政府案と社会党案との違いが一つこにあると思ひます。まさに政府案の場合には異見放送というのは先ほど大学局長答弁のような形で処理されがちだと思ひますが、社会党案の場合にはそういう異見放送といふことが出ないような十分事前の配慮といひますか、放送された教官の学説が公定の学説視されることのないように、つまり放送番組の制作をする前に放送大学側とNHKとが協議をする。先ほど申し上げました法定化される準則、その中で最大の課題といふのが当然ここにあると思ひます。異見放送といふことが出ないような配慮といふのを十分この放送大学側とNHKとの協議の中でやつてまいりたいといふことになると思ひますが、これらについての特に異見放送の保障の問題は準備委員会の中で最大の課題だといふように確認をしていくところでござい

ます。

○山中郁子君 私もそういうことが出来ないようにといふことよりも、前提として十分な理想的な放送がされる教科が組まれるということが必要で、その点に關して先ほど来文部省に質疑をいたしましたように、政府案といふのは大変重大な欠陥を持つていふ点で、社会党案がその点の改善ないし将来の実現の可能性といふことについて期待できるものであるといふ点について理解をしております。その上でなおかつ異見放送といふのは制度的な保障として欠かせない問題であるといふことを強調しておきまして、提案者にも御理解いただいていふと思ひます。

これは最後の問題になるんですが、この社会党案ですね、私は放送法上のやはりどうしても関連が出てくるのではないかと一うふに思ひます。

この国立学校設置法の一部改正で、三条の五です、一「放送大学における教育に必要な放送は、日本放送協会が行ふ」と、こうなりますわね。そうすると、放送法上、放送大学による放送はNHK

の本来業務となつていないわけですね。もちろん任意業務にもないわけですね、新しくできるわけですか。そうすると、これは放送法の第九条にかかわりますけれども、改正、整備といふことが必然的に関連してくるのではないかと一うふに思ひます。この点はいかがですか。

○勝又武一君 ただいま御質問のございました放送法の第九条にかかわる問題でございまして。特にこの点につきまして、私たちも、この法律作成上の技術的な問題といふことが一つ確かに御指摘されるように心配にはなりました。特殊法人をやめて国立大学にするといふ問題と、それから放送についてはNHKに任せるといふ問題でございまして、まさにいまの第九条のこの本来業務なり任意業務にそれが入つていないんじゃないかといふ意味の御質問だと思ひますが、第九条の第一項におきましては、同法第七条に規定をするNHKの目的を達成するために必須業務としての国内放送の種類を明らかにしてありますし、その必須業務としての放送及びその受信の進捗発達に必要な調査研究を行うといふことを規定をいたしております。またこの第二項の中に、これらの必須業務のほかは十号にわたります任意業務を掲げてあります。放送法がNHKの必須業務につきまして、標準放送、超短波放送及びテレビジョン放送といふNHKの行う国内放送の種類を規定しているだけだといふように私はこの第九条を解するのでございまして、放送の内容でとはえたいないといふように思ひます。放送大学におきまして教育に必要な放送はラジオ放送及びテレビジョン放送でありますから、そういう意味合いでこの放送法第九条第一項第一号の業務に含まれていふといふように解するわけでございまして。したがいましめて、放送大学における教育に必要な放送はNHKの本来の業務に含まれていふ、放送法第九条の改正はそういう意味で必要がないといふように考へていふ次第でござい

ます。

○山中郁子君 これは私、問題提起にとどめるわけなんですけれども、私はやはりちよつと放送法の

の改正をしないといふことは無理があると思ひます。そういう疑問を持っています。で、それはいま提案者が紹介されました第九条は、つまり「第七条の目的を達成するため、左の業務を行う。」といふことで、ラジオそれから超短波それからテレビといふことで、これが全国あまねくいけばよろしいんだと、こゝういふ限りでございまして、ですから、その面では国がお金を出してそして放送するといふことが本来業務とはいひがたい。言ひがたいって放送法ですね。やつぱり新たな問題が提起されてくることになるし、任意業務の中にもそうした整備が整合性がないといふ問題がありますので、放送法にかかわるといふことになれば、またこれは大変一つの大きな問題になつて、放送法自体の問題になつてまいります。そういう点で、先ほど私は幾つかの点について社会党の案についての改善できる面、期待できる面といふものを認識していると申し上げましたけれども、いろいろな点については、さらに細かくは率直に申し上げまして意見もありません。ですから、そういうことはこの社会党案の基本構想について申し上げましたように、国民的議論を背景にして、全大学の総意に基づいてものと時間をかけて議論もしコンセンサスに至るといふ、そういう手続も必要だし、私ももちろそういふ議論をさらに深めたいといふ考へも持つていふことをあわせて申し上げまして、質問を終わります。

○中村鋭一君 この連合審査で、通信委員であります私に質問の機会をお与えいただいたことをまづ冒頭に感謝申し上げておきたいと思ひます。

今回のこの法律案につきまして、これまで文部省は国民に対して説明ないしはPRをおやりになつたでしょうか。あるいはまた、国民がどのよう

に考へていふかといふ考へ方を吸い上げる努力は、どの程度、どのぐらゐの期間おやりになつたでしょうか。お教え願ひますか。

○政府委員(宮地實一君) 放送大学の構想の検討につきましては、先ほど来御説明を申し上げておりますように四十四年ぐらゐの当時から行つてき

ておるわけでございまして、たとえば、その途中段階におきまして、放送大学についての需要予測調査と申しますか、そういうものをアンケート調査で実施をしているわけでございます。そのほか、まあ最近の点で申しますと、放送教育開発センターが昭和五十三年度でございしますが設立をされまして、そこで放送番組の実験番組を制作をし、これは民間放送に委託をいたしまして実施をいたしておるわけでございまして、そういう際の受講者の応募でございすとか、あるいは具体的に面接授業を実施し、それについての受講者からのアンケートというようなものもとつて、そういうものについての希望でございすとか、そういうような事柄について受けとめをいたしておるところでございます。

○中村鋭一君 私、新聞社に友人がおりまして、これはまあ四大紙の一つですけれども、たまたま先般十数人集まる機会がありまして、現在国会で、参議院において放送大学学園法案という法律案が

審議中であるがこれを知っているかと聞きましたところ、その十数人の全員が、現在国会で放送大
学学園法案が審議中であるということを全く知り
ませんでした。これは大新聞ですよ、新聞記者で
すよ。それは、文部省の方は、言論機関がそれを
知らぬのはけしからぬじゃないかと。それは事実
なんですから、事ほどさように知らないんです、
実は。数日来、私は二、三カ所で講演をいたしま
した。講演の冒頭に、本日テーマとは違います
けれども皆さんは放送大学というものがいまさ
にできようとしていることを知っていますか、知
っている方は手を挙げてください。数百人の聴衆
の中で手を挙げた人は、三回講演をいたしました
中でたった一人であります。千人以上の聴衆がい
てたった一人です。そのことをまず指摘をしてお
きたいと思います。

この放送大学という事実上の国営放送が出現することによって、従来の民放それからNHK、この二本立ての体制が崩れて、いわば放送制度の根幹が改正されることになるわけですが、こ

の法案の中で、放送関係が付属的に改正が行われようとしている、このことについて見解をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(田中眞三郎君) ただいまの御指摘の点については、始終これまでも論議されたところでございますけれども、私どもといたしましては、

放送大学学園の放送に関する規律につきましては、学園そのものの目的なり業務というものと密接不可分の関係にあるということで、学園の業務を実施するに当たりまして必要な点に限りまして放送大学学園の法案の附則によりまして放送法を改正したという御提案を申し上げているわけで、ひとつ御理解をいただきたいと存じております。

○中村鋭一君 民間放送の意見はこれまでお聞きになったことがありますか。民間放送の関係者の方はこの法律案についてどのような見解をこれまでお示しだったのでしょうか。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。

私ども正式に民間の方から御意見なり御要望なりというものをお聞きすることもいたしておりませんけれども、日常いろんな仕事で民間放送の方とお会いすることが大変多いわけでございますけれども、それらの方々から一度もその辺について困るとか影響があるとかというようなお話は私に受けておりません。

○中村鋭一君 私が聞いたところでは、昭和四十五年でございいますか、小委員会が衆議院に設けられた当時、民放連としては大変困る、NHKに大きな権力を持たせるようなそういう学校ができることは困ると大反対であったと伺いましたけれども、そのような事実はございませんでしょうか。

○政府委員(田中眞三郎君) ちよつと補足させていただきます。

この放送大学構想を進めるに当たりましては、いろいろな調査研究会というものも持つておるわけでございますけれども、そうした中には民間放送連盟の専務理事も入っておられますし、また実際問題として、いろいろの実験におきまして民間

放送を利用する、広島あるいは宮城、あるいは東京におきましても、民間放送のラジオあるいはテレビを通じて、直接放送大学を準備するためいろいろな実験にも御協力いただいたということでしょう。

そういう事実があるということでございますが、ただ、私、不聞にしまして、私自身はそういう要望の文書も直接見たことがございませんし、いま先生が申されました、非常に問題があるというような御意見も放送大学に関する限り私自身は聞いておりません。

○中村鋭一君 放送大学は放送に対する対価、授業料といいますが、徴収するわけですけれども、質間が重複すればお許し願いたいと思いますが、NHKの受信料は対価ではない、こうおっしゃるわけですね。この違いの根拠をどのように説明なさいますか。

○政府委員(田中眞三郎君)　まずNHKの受信料の性格でございますけれども、これはNHKというものを維持、運営するための経費についてテレビジョン放送の受信機を設置した者から、契約の上、これを御負担していただくという放送法上独特の制度であるということとは先生御高承のとおり

だと思いますが、放送大学学園の放送の場合には、これは放送大学に登録いたしました学生に限りませんで、だれもが自由に視聴できるという、そういう性質のものでございますので、放送大学の授業料というものを取る予定だそうですけれども、これが放送大学学園の放送の部分に対する対価で

○中村鋭一君 これもすでに各委員が指摘をされている点ですけれども、NHKの第三チャンネル、これと重複する場合がありますね。これむだじゃないんですか。第三チャンネルのいわゆる教

育テレビの存在意義が希薄になる。そのことについてはどのようにお考えですか。

○政府委員(田中眞三郎君) NHKの教育放送でございませうけれども、御存じのように、従来国民

教育の發展と國民教養の向上に資するという目的で、社会教育、教養番組あるいは学校教育も一応幼稚園から高等学校くらいまで非常に広範囲に及んでおる内容のものであり、非常に成果を上げてゐるというふうに評価しておるわけでございます。

ただいま御提案申し上げております放送大学学園の放送につきましては、やはり大学教育の機会に対する国民の要請にこたえと、そういうかっこうで、内容といたしましては学校教育法の規定に基づいた正規の大学教育の一環として行われるものだと、そういうようなことで、互いに長所をとり刺激を受けて生々発展してもらいたいとい

うふうに思っておるわけでございますけれども、いま申しましたように、基本的に異なっておるといのが私どもの理解でございます。

○中村鋭一君 独自の全国ネットワークをつくるのにお金がかかりますけれども、幾らぐらいと見積もっていますか。いままも全国の難視聴区域の解

消に大変努力をしておられるわけですが、その点を放送大学ができたらのように経費がかかるかと予想をしていらつしやいますか。

○政府委員(田中眞三郎君) あるいは文部省の方からお答え申し上げるのが適當かとも思いますけれども、放送大学創設準備に関する調査研究会議

というものが五十年十二月に示しました数字で申し上げますと、その中に「放送大学の基本計画に関する報告」というのがございますが、放送大学学園の放送網を地上の計画でやるということにいたしましたので、一応示されている数字といたしましては全国世帯数の八〇％をカバーするという形

で、それには約二百の送信所を設置する必要があるということ、それらの建設費といたしましては四百二十億圓という数字が出ております。これは五十年ペースでございます。

なお、現在NHKは実は総合、教育を合わせまして約六千四百の放送局を置きまして放送してい

るところでございまして、そのカバレッジは全国世帯数の九八%と、五十万世帯程度はまだ残って

おるといのが地上の放送網の実態でございます。そうしたわけで、こうしたものを目標とするということになると大変な経費がかかるであろうというふうにご考慮しておる次第でございます。

○中村鋭一君 この放送大学の当初予算は幾らぐらいと見積もっておられますか。

○政府委員(宮地貫一君) 当初予算といたしましては、五十六年度予算に計上されている金額で申し上げますと、三億五千二百萬でございます。

○中村鋭一君 概算で結構ですが、この放送大学がこれから学生さんをつかりと教育していくために、そして全国的にカバリーをしていくためには最終的に幾らぐらいのお金がかかるんでしょうか。概算で結構です。

○政府委員(宮地貫一君) 当面は第一期の計画といたしまして、東京タワーから電波の届く範囲内での計画を立てているわけでございます。その概算といたしましては、資本的経費で約九十七億、經常的経費として約四十七億を試算をいたしております。

なお、御指摘の点は、全国をカバーした完成時の姿についての概算がどうかというお尋ねでございます。その点については昭和五十年に「放送大学の基本計画に関する報告」をまとめたものでございまして、その際の地上系を中心とした整備については、先ほど郵政省の方から送信所関係については約四百二十億弱という金額で申し上げましたが、ほかに学習センターの整備等を含めまして、全体的には五十年年度価格で約八百七十億、運営費については約二百九十億と、昭和五十年に「放送大学の基本計画に関する報告」をまとめた際の試算といたしましてはそういう試算をつくっております。

○中村鋭一君 1分のEという言葉があります。インカム分のエフェクト、投下する資本に対してどれだけの効果が期待されるか。いま概算およそ一千億と伺いましたが、文部省は一千億の資本を投下して十二分にそれを償って余りある大学ができるかと確信をしておられるわけですね。

○政府委員(宮地貫一君) 私どももいたしましては、放送大学が新しい形の大学として、先ほど来いろいろ御審議をいただいておりますように、いろんな意味で大学教育全体に対して前進をさせていくために非常に大事なものと、かように考えております。

○中村鋭一君 大臣、先ほどの委員の質問に對してお答えになっていらっしゃるけれども、このお金は決してむだ遣いではないし、そしてまた鈴木首相もこのお金はちゃんと出そうじゃないかというふうにおっしゃっているんですね。

○国務大臣(田中龍夫君) 私も担当者でございますので、あなたも御心配なとおあり、なお以上心配をいたしておきまして、三回にわたりまして私は首相に本法案の通過という問題に對して全力を挙げてよろしいかということについて伺いをいたした次第であります。

いまの投下資本に対する償却その他の問題、これはまた今日の法案審議の前提となれば言えないことはございせんが、この法案通過それ自体の当面いたしました点で詰めておるわけではございせんことは当然でございます。

○中村鋭一君 電波監理局長、当面は東京タワーから波を出すということなんですが、先ほど監理局長はごく一部にU局が見られない受像機があるというふうにおっしゃったと思うんです。大体どれぐらい想定しておられるんですか。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。

東京タワーから出る電波が第一期計画であるわけですが、その中で世帯数の御質問かと思ひますけれども、全国的に申し上げますと、UHFというものが非常に普及しておりますので、かなりの普及はされておると思ひますけれども、たまたま東京を中心いたしますと、U局というものは現在のところございません。したがって、東京都市内の方につきましては、UHFのアンテナをつけてUHFを見られる方というのは、神奈川県テレビあるいは千葉テレビあるいは埼玉

テレビに特に野球などで関心をお持ちの方、あるいはそういう方が多いかと思ひます。ただ、千葉県あるいは神奈川県、埼玉県につきましては、もうその土地のローカルUHFが出まじかかなりの時間がたつておりますので、相当のパーセンテージではないでしょうか。ただ、東京都内の場合で、そうした神奈川県なり千葉県が見えにくいところもございまして、そうしたところにつきましてはアンテナは上がっていないではないでしょうか。ただ、受像機につきましてはかなりの程度もUHFも受かるかといひますか、店へ行きまして、これはVしか受からないんじゃないかと、UHFも受かるからということと割り増し料金を取られるというふうなことは現在のところはないんじゃないかと、そのように考えております。

○中村鋭一君 それ電波監理局長はアイ・サポーズです。具体的に統計をおとりになつたわけでもなければお調べになつたわけでもないんです。私の理解では、まだまだ東京とUの見られるテレビ受像機というのは非常に少ないです。アンテナを立てなきゃいけないわけですよ。さつきから委員の先生方指摘していらつしやいますけれども、そういうふうには、いわばテレビを見ようとする人に多額の出費を強いるわけですね。それからまた、さなきだに大森委員も指摘をしておられたように、これだけ大学がたぐさんある東京で最初にやらねばならぬ理由というものは、どう考えても私には見つけられないと思ひます。そうして、ほとんどの最近の受像機にはセットされておりますとおっしゃいますけれども、テレビのブラウン管の寿命というものは、私よりも監理局長の方が詳しいと思ひますけれども、大体十五年ぐらひは見られるんですよ。ですから、皆さんが最近電気屋さん行って買いかえていくわけじゃないんですからね。その辺に對する考察もしつかりしておいてもらわないと、単にこちらで予算がついたと、受像機のセットはみんなもうUが見られるというふうな簡単に解釈されたら迷惑をするわけですから、それは指摘をしておきたいと思ひますが、ま

あ放送衛星が上ればこういう問題は解決をするわけですから。いまと関連しますけれども、その受信用のアンテナの費用というのは幾らぐらいと見積もっておりますか。

○政府委員(田中眞三郎君) 先ほどちよつとつけ加えますと、放送衛星というものが上れば、まあNHKが六千四百というふうな数ですか、そういうもので八〇%から九〇%に地上設備に追いつくためには六千四百というふうな非常に数の多い送信所を必要とするということでございますが、いま御指摘の放送衛星では送りの側はそういうことは解決するわけでございまして、ただ、残念ながらSHFと周波数帯が違ふということになるわけでございまして、したがって、放送衛星から降つてまいりますと、日本全国どこでも受かるようになるわけでございまして、けれども、そうしたSHFの電波を受けるパラボラアンテナというものとアダプターというものが、SHFをいまの受像機UHFなりVHFの周波数に変換するという必要がございまして、日本のかなりの部分では一メートル程度のパラボラアンテナでよろしいかと思ひます。それから共同受信用、五、六世帯の家庭による共同受信という受信の形、これですと、一・六メートルとか、多少大きなパラボラアンテナとアダプターはやはり要るわけでございまして、そういうかつかうで価格をはじいてみますと、普及段階と申しますと、年産十万台程度普及の段階に入つたと見ました場合に、個別受信が六ないし八万円。それから五、六世帯で分けた共同受信の場合、世帯当たり四ないし七万円。こういうふうな数字になっております。

○中村鋭一君 放送衛星はいつ上がつて、その寿命はどれぐらいで、その信頼性はどうか。その寿命は五十八年度に本機を予定しております。それから、六十年度に予備機を打ち上げると。予備機を打ち上げるといふ形になっておりますけれども、これ

は、御存じのように、NHKの難視聴対策用ということで、BS-12というふうに申しておりますが、寿命は五年を目ざしとしております。したがって、実用でございまして、これに引き続く第二世代の実用の放送衛星というものを打ち上げる必要があるわけですが、これにつきましても、五年ということになりますと六十二年ごろに後継機を打ち上げる必要があるか、そういうふうにご考慮しております。

○中村鋭一君 社会党の勝又委員に質問させていただきますが、今回の社会党の案によりまして、放送をNHKが担当するということですね。で、必然的に非常に多額の国のお金がNHKに投入されるということになりますし、またその業務量も飛躍的に増大すると思えますけれども、このことはひいてはNHKの性格そのものにも大きな影響を与えてまいりますね。その辺について社会党案はどういう考察を加えておられるのか、お教え願います。

○勝又武一君 御指摘になつていらっしゃるような、確かにこの放送大学の放送の具体的な内容を検討いたしますという点があると思えます。ただ、私たちがいま御指摘の現象がNHKの国からの独立性に悪影響が絶対あつてはならないというふうに思うわけでございます。そういうことがそのままNHKの国からの独立性を確保するということが一番重要な問題だということに思っております。

まあ経費の面で考えてみますと、NHKの五十六年度の事業費が約二千八百億であるのに対して、放送大学の第一期の計画は、学園全体の経費費これ全体見まして約四十七億、完成時におきましても三百七十億。これらはすべて放送だけでなくて大学運営費全般を含んでの総経費であるわけでありまして、そういう関係でございます。NHKの総経費全体に対する点からいいますと、大きな影響を持つという点には相ならないというふうに考えるわけです。

それから、もう一つの業務内容と業務量の問題でございまして、まあ放送番組は当然に水準の高い大学教育の内容になるわけでございますし、そういう意味では、NHKのその他のいろいろの娯楽番組、一般的教養番組、スポーツ放送等から歌謡番組等を含めて比較をしますと、きわめてそういうものは、通常のいわれるNHK放送番組というものは性質が異なっているというふうに思うわけでございます。そういう意味で、多様な国民の学習の機会を確保する、そういう意味からいいますと、放送時間のうちの再放送の占める比重というのも大きいと思えます。放送大学の放送という特色上、NHK内におきまして、この放送に関する組織、運営というものを他の部局とある程度独立性を持たせる、放送大学との協力の確保等、こういう問題につきましても十分な配慮がNHK側においてもされるであろう。放送番組制作上のいろいろな成果というものも広く公開をされますし、関係者の利用の便にも供するということも考えられると思つてございまして。そういう意味でいいますと、御指摘になります国家資金との関係やあるいは業務量の拡大という問題も生じますけれど、そのことが即NHKの国からの独立性を阻害する、悪影響を与えるというふうなことにはならないというふうに考えている次第です。

○中村鋭一君 いわゆる学園の自由と番組編集権、この問題は社会党案で整合していますか。

○勝又武一君 御質問者がおっしゃつていらっしゃるような、この問題が私たちは本法案の命とも言うべき最大の課題だということに思つていられるわけでありまして。そういう意味で申しますと、当然大学の開放ということ、それから国民の期待にこたえる放送大学という関係からいいますと、大学のいわゆる教養権とNHKの番組編集権との調整ということが最大の課題になると思つたすし、この調整に当たりましてはある程度いろいろの困難もあると思つたす。NHKに参りまして実態調査のときでございしましたが、NHKの担当

者の方々からも、その点の苦心談というものはいろいろお聞きをいたしました。いろいろの問題点があるのだけれども、最終的にはそういうことで調整が不可能であつたというところはございせんでしたというNHK側の御意見も伺つたわけでありまして。正直に言ひまして、政府案で一番問題に思ひますのは、そういうような調整が不可能になる、あるいは調整が困難になるというところは政府案においても予測をされるわけですね。そのときに政府案の方では理事長権限がきつめて強い。しかも、これは文部大臣の任命によるわけでありまして、先ほどから各委員の方が御指摘されていらっしゃるようなそういう背景の中で番組編集権が優位に立つ、そういうことが予想をされるわけですね。

そういう点では、社会党案というのは、閉ざされたある特殊法人という形態の中でそのことが処理されるというところではなくて、放送大学とNHKというきわめて対等の立場での調整ということ。同時に、そのことは法律上におきましても準則を設けて私たちは担保をしていられるわけでございます。何か閉ざされた中での調整ではなくて、テレビで放映をされる、そういう国民のすべてがこのことが目に触れる、そのことを前提にしているNHKと放送大学側の調整でありますから、これはまさにきわめて真摯な検討がされるということが期待をされます。同時にそのことは両者の協力によりまして調整が可能である、こういうふうに思つていられるわけですね。同時に、このことは具体的には、調整をするための構成メンバーというのは当然専門家同士でなされますし、特にコースチームの構成なり、そういう作成チームの方々の担当ということにおきましては、NHK側の従来からの放送技術上の長所というものがきわめて大きくこの際役立てられるというふうに思ひます。大学の教育課程の編成権という基準に基づいた中で、どれだけの放送技術上の利点をNHK側で生かしてもえらるかという意味がこの準則の中で最大の課題だというふうに思つてございまして、私たちはそのこ

とを大きく期待をいたしております。同時に、この放送大学というのは放送だけが基準ではございせんので、印刷教材、通信指導、スクーリング、あるいはゼミナール。同時に、これが私たちが言ひます地域センターの拡充の問題と関連をいたしまして教育の効果を上げるということとを期待をいたしております。

そういう意味で考えますと、NHK側の持つておられますいままでの多くの研究的な事例、こういうものが生かされますし、同時に教材の充実なり、スクーリングというふうな問題につきましても、むしろこのことが政府案よりは大きく生かされるというふうに期待をいたしていただいております。

○中村鋭一君 別に私は行司をするわけじゃございせんけれども、いまは社会党案について伺ひました。特に学事権と編成権についてですね。これは政府の特殊法人でなければならぬ。特に学事権と編成権の問題について、特殊法人の方が社会党案よりもいいんだという点について見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮地實一君) 放送大学の設置形態については、従来、相当長い間、検討されてきた点でございまして、その点が一番基本的な問題になつた点でございまして。そして、先ほど申し上げたわけでございまして、衆議院の文教委員会におきまして放送教育に関する小委員会というものが設けられました。もちろんこの小委員会でもいろいろ放送大学構想の概要についてお話をし、参考人も御出席をいただいております。御意見をまとめたいだいたわけでございます。

その眼目だけ、骨子のところだけ……

○中村鋭一君 簡略で結構です。

○政府委員(宮地實一君) 申し上げますと、検討の結果、結局設置形態については国立大学方式、私立大学方式、いろいろその二つについては問題がある。それから特殊法人方式というのが考えられるが、特殊法人方式でいけば放送法制上の難点は解消されるということが言われておりまし

て、もちろん、その特殊法人方式の場合に大学の自治が尊重されるように十分配慮しなければならぬということが言われているわけでございます。

そして設置形態については、以上のほか、イギリスのオープンユニバーシティのように、大学と放送局を分離する方法もありますが、この方式では大学が放送の主体とならないことになり、また、以上述べた問題はありますが、大学と放送局と一体のものとした放送大学を設置するとは、現時点では特殊法人方式しかないのではないかと、この結論でございまして、私も、私としてはその結論を受けて、今日まで、この放送大学学園法案ということで予算を計上し、法律案として御審議をいただいている点でございます。

○中村鋭一 先生 NHKにお尋ねいたします。この社会党の対案ではNHKが担当する分野がもうこれは圧倒的に大きくなるんですけれども、この社会党案についてNHKはどのように評価をしておりますか。

○参考人(田中武志君) お答え申し上げます。

私もといたしましては現に国会の中で審議されております法案そのものにつきまして賛否を申し上げるような立場にはありませんので、その点については御容赦をいただきたいというように思います。ただ、NHKが現在持っております施設とか、あるいは要員というのにつきましましては……

○中村鋭一 先生 容赦と言うが、それはちゃんとやってくれよ、考えていることを。いいですか。

○参考人(田中武志君) NHKが現在持っております施設、要員につきましては、現在テレビ二波、音声三波というような国内放送をやっておりますし、国際放送も短波でやっております。したがって、これを実施いたします最小限度の必要なものを持つていくわけでございます。現状において放送大学のためにNHKの施設とか要員を充てる余裕はないという状況にあります。

かし、NHKは番組につきましては、特に教育につきましては長年の経験、実績を持っておりますので、将来放送大学が設立されまして、協力について具体的なお話があれば、その時点において、放送の許す範囲内でのように役立つことができないのかということにつきましては十分検討してまいりたいというふうに思っております。

○中村鋭一 先生 放送の許す範囲内とか、検討をしたい、まあ要するに、すべてこれあいまいということ、私にはちよつと理解しがたい。よくわかりませんが、私にせよ、どうなんだろう、受信料に影響がでませんか。

○参考人(田中武志君) NHKにつきましては受信料が唯一の経営財源でございます。そういった中で、われわれのNHKと、広告費を財源とします民放、その中に新たに国費を財源といたします放送大学の放送が加わるということになりますので、受信料関係、特に契約とか収納面に影響を与えることにならないかといったことも十分あらかじめ考えておかなければならないというふうに思っております。もちろん放送大学というものがどういような態様になるのかということにも関連いたしますけれども、NHKといたしましては、国民の基盤に立つた公共放送として公正な報道、放送番組というものの提供に努めて、放送大学ができることによりまして受信料制度への影響というものを最小限度にひとつとめたいというのが真情でございます。

○中村鋭一 先生 文部省にお尋ねいたします。NHKの技術協力並びに人材の異動等は政府案でどれぐらいの規模を考へていらっしゃいますか。

○政府委員(宮地貫一君) すでにお尋ねもあつたわけでございますが、NHKが多年にわたつてそういう実績を持つてきているということについては私も評価をしております。

具体的に放送大学学園の放送局の開設でございますとか運営ということに当たりまして、NHKを初めとして既存の放送事業者から技術的な面で

ございますとか、あるいは放送関係の人材その他についてそういう過去の豊富な経験というものを生かした形で対応していく、そういう御協力もいただかなければならない課題ではないかと、かように考へております。具体的な事柄につきましては、放送大学学園が成立をいたしました、さらに関係者間で十分御協議をいただかなければならぬ事柄でございますが、法案の審議中ではございませうが、大臣からもNHKの会長とも御懇談をいただいたりする機会も持つたりしていただいております。そういう技術面での御協力とかあるいはスタッフの面でもいろいろと御協力をいただかなければならぬ問題は具体的にはあるかと、かように考へております。

○中村鋭一 先生 文部省当局のお答えもNHKと同様に先のことはそのときになつてみなければわからないというふうにもとり得るわけでございます。で、こういうあいまいなこと、四年制の大学をつくるという、それが真に国民のニーズに合ったかどうかとかについてもう一度私は深い審議をしなければいけない、こう思います。

少しオリエンテーションをさせていただきます。放送大学をつくらうという話が出て文部省の方で最初にこの案を立てられましたときには生涯教育ということがまず第一に挙げられたのではないのでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のように、昭和四十二年でございますが、社会教育審議会に対して「映像放送及びFM放送による教育専門放送のあり方」というようなことについて諮問をいたした答申をいただいたというように経緯はございます。

○中村鋭一 先生 先ほどからも委員のお尋ねがありましたけれども、日本の大学の進学率はいまい何%だったですか。

○政府委員(宮地貫一君) 大学、短期大学を含めましてでございますが、五十五年度で三七・四%でございます。

○中村鋭一 先生 私考えるんですけれども、いま大学進学率は三七%とおっしゃいましたけれど、一番もとのところへ返つて考えるんです。どうでしょうね、現在ある既存の大学、専修学校、各種含めて、大学へどうしても行きたいと思つて人はほぼ行つていないんじゃないでしょうか。そして進学率はなるほど四〇%に満たないかも知れませんが、それは大学へ行きたいと思つていても行けないんじゃないかと、大学へ行きたくないから大学へ行かない、そういう人が実はその六十%の中に多く含まれていないんじゃないでしょうか。文部省は、いま進学率三十%とおっしゃいましたけれど、大学へ進んでいない人の中でどうして大学教育を受けたいと思つていない人は何%ぐらいいると理解していらっしゃいますか。

○政府委員(宮地貫一君) 十八歳人口の点で申し上げますと、高等学校の新規卒業生の大学、短期大学進学志願率といたしましては四六%ぐらいで最近推移をしているわけでございます。したがって、実際に十八歳人口で申しましてもおお大学へ希望して入らない者もいるわけでございますが、さらに従来からの調査で申し上げますと、昭和五十一年の調査でございますけれども、放送大学に対する教育需要の予測調査をいたしまして、それで放送大学の利用希望者というものは、放送大学に対する教育需要の予測調査では四五・五%という数字を承知しております。

○中村鋭一 先生 放送大学ができて仮に十五年たつたとして、そのときに大学へ進学したい、したいけれども大学が足りないから、だからテレビの画像を通じて放送大学で勉強しようと思つていられる人は、たとえば十五年後にもいまいおっしゃったように非常に数が多いと思ひますか。

○政府委員(宮地貫一君) 将来大学への進学希望というふうなもの、大学の進学率というふうなもの、どのよう推移をたどるか。これについては私もどうも、たとえば御指摘の十五年ぐらい先はどうかというお尋ねでございますが、十五年後

の状況についてここで的確に申し上げる資料は持ち合わせておりません。

ただ、大学進学という点で申しますと、たとえば専修学校というような制度もつくられまして、高等教育への進学の希望が多様化しているということも事実であるわけでございます。そういう中で、放送大学という新しい形の大学をつくるという一つの手だてといたしまして、もちろんこの放送大学は正規の大学ということで御提案申し上げておるわけでございますが、既存の大学とは大変違った全く新しい形の大学ということで御提案申し上げております。

そういう意味で、将来十五年ぐらい先の十八歳人口で申せば、約二百万を超えて、それがさらに百七十万ぐらいになっていくというような数字が、これから十年ないし十五年ぐらい先の十八歳人口の数字では以上申し上げた数字になるわけでございまして、全般的にやはり社会全体の構成が老齢化していき、また一方生涯教育ということも大変言われていることを受けますれば、私ども国民の全体の学習意欲に対してこたえるためには、この放送大学というものはやはり一つの大きな意味を持つものではないかと考えております。

○中村鋭一君 一つの大きな意味とおっしゃいますけど、私が申し上げたいのは、十五年後には放送大学へ入学を希望する人がほとんどいないんじゃないか、本当に。そう思いますよ。だから、十五年も二十年もしたときに、放送大学が学生募集したってだれも受験しやしません。そういうことになった場合に、絶対にそういうことにはならないという確信をお持ちなのか、それともそう考えたときにはそうだったときで、またびほう策を考へればいいと思つていらつしやるのか、その点をお伺いしたかったんですが、これは将来のことですから答弁の限りにあらずだと思ひます。

現実には、いまわが国の教育機関は四年制大学と短大合されると一千校になんとなつていて、間

違ひございせんね。それぐらいあると思ひますが、およそ二百万人ですね。そのほかにも各種学校、専修学校が数多くありますね。当然ながら在籍者が多数に上つております。文部省が最初この法律をおつくりになるときに、放送大学をつくらうと考えられたときにイギリスのいわゆるオープンユニバーシティは念頭にありましたか。

○政府委員(宮地貫一君) 日本で放送大学の構想が考えられた当初におきましてはまだオープンユニバーシティは充足はしていなかったんではないか、かように考えます。恐らく、そして検討が進みましてオープンユニバーシティが開かれまして、その後の検討の開始の当初ぐらいには並行している時期ではないか、かように考えます。

○中村鋭一君 今回の法律をおつくりになるときに文部省の方は外国へは視察、研究には行かれたか。

○政府委員(宮地貫一君) 文部省の職員もまた外国に調査には行かしていただいております。

○中村鋭一君 その結果、外国を見聞した上でも、なおかつ四年制の放送大学は絶対につくらなければいけない、これが国民のニーズに沿うゆえんだという確信をお深めになりましたか。

○政府委員(宮地貫一君) その点に關しましては私も十分検討をしましたこの案で放送大学というものを御提案申し上げておるわけでございますけれども、私どももいたしましては、この検討しました案が諸外国のものに比べまして決して劣つていないものではないと、かように確信をいたしております。

○中村鋭一君 いま申し上げましたように、日本では大学の数がおよそ一千校ですね。当然御研究になったと思ひますけれども、イギリスでは大学はたしか四十二校ぐらいですね。その修学人口が根本的に違うわけですね。たつた四十二しかないイギリスと、一千もある日本と同日に論じて、それでイギリスのオープンユニバーシティ、これはいいじゃないかと、日本も早くこれをつくらない

きやいけないというふうな発想がもしあつたとすれば、これは大きな間違いであると指摘をしておきたいと思ひます。

それに、イギリスのいわゆるオープンユニバーシティ構想は金のかからない大学をつくらうじやないか、機会均等とあわせて、目的だったんです。さつきからお伺ひしたり、今度の放送大学は一千億円かかるというてゐるじゃないですか。二次臨調の答申が七月に出て、来るべき臨時国会でそれが審議されるわけでしょう。大臣は、鈴木首相も私もその衝にある者としてこれは大丈夫だと思つておつしやいましたけれども、基本的に今日の行政改革を何としても国民的課題としてやらねばならぬときに、四十二しかないイギリスでオープンユニバーシティが成功したからといって、それがすべてではないにしても、日本で千億の金をかけて四年制の大学をつくらなければならぬかどうか、そのことに對する全体の深い考察があつてのことかどうかを私はお伺ひしておきたい、こう思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまのお話はまことにごもつともな御議論でございます。しかしながら、われわれの申し上げておりますこの放送学園大学なるものは、御案内のとおりに一千億の経費を含むと申しますけれども、これもやはり当初からすべてそれだけの先行投資をしなきゃならぬという問題ではございません。そういう点では、やはりすでに十年間を経過いたしました世論形成並びにその後のセンターのあり方、そういう問題に基礎を固めてまいりまして、そうしていいよい発足の段階に立ち至つた、こういう問題と、もう一つは、いわゆる大学としての大学という問題と、先生が冒頭申されました生涯教育という社会教育上の大きな教育効果という問題もこれは等閑視できない問題ではないかと存じております。

○中村鋭一君 学校を卒業しますと教養学士ですね。どうでしょうか、現実に就職をする場合に、採用する会社の方は、たとえば早稲田あるいは慶応、東大と放送大学を卒業した放送学士とを全く

平等に扱つて入社試験を行うと思つておられますか。

○政府委員(宮地貫一君) 放送大学はこれから新しい大学としてつくり出していただくわけでございまして、その放送大学が社会的な評価を受けるような中身にするように私どもとしてはつづばな大学に仕上げていかなければならない、そのためには、基本的には教官組織の確保というようなことが非常に大事なことであるというようなこともいろいろ御議論をいただいております。

そういう意味では、ただいま御指摘の就職に際してどうかというお尋ねでございますが、これは、卒業生がそういう評価を受けるような大学に私どもとしてはつづつていくことが必要だと考えております。そしてまた、学歴偏重社会の社会全体の風潮を打破していくためにも、この放送大学がそういう面で機能していくことを私どもとしては期待をいたしているものでございます。

○中村鋭一君 社会党の小野先生、先ほど勝又委員はたしか山中委員の質問に対してはつとつとつとつたんですが、学校の先生なら十分かかるところをテレビなら七秒で済みますと、これが放送大学の利点の一つでもあるというふうになし私おつしやつた、こう理解しているんですが、それでよろしいんでしょうか、そのように理解をしておられるわけですか。

○小野明君 勝又君ちよつと出ておまして、そういう御答弁があつたかどうか私存じませんが、先生は放送大学には反対、こういう立場で御質問をなさつておられると思ふんですよ。ただ、私も放送大学はこういうテレビの視聴率というのは非常に高い、だから知識を修得するにも、まあ視覚と聴覚あるいは触覚と、いろんな感覚を使つて勉強するのが非常に有効であるということは先生も御案内のとおりだと思ふんです。そういうことから、恐らく勝又委員もそういうテレビの有効性といひますか、そういうことで、時間は的確であるかどうかそれはわかりませんが、そういう立場で御答弁をいたしたと思ふんであります。

ですから、私ももしましては、先生は反対、私どもは放送大学は有益であろうと。この点はいま宮地局長も答弁をいたしましたけれども、やっぱりOECDの学術調査団が報告をいたしてありますように、学歴偏重社会である、これを直す一助にしなければならぬ、こういう立場からも、また各大学に刺激を与えるという立場からも、これは私は必要ではないのか、こう思っております。

○委員長(降矢敬義君) 中村君に申し上げます。

時間でございますので御協力をお願いいたします。

○中村鋭一君 時間が参りましたので、私が指摘をしたかったのは、勝又委員はするように先生が十分しゃべるところを七秒でテレビならわがところというふうにおっしゃったと私は理解したものであります。そうじゃなくて、勝又委員も先生をしてもられたと私伺っているんです。私も三十年以前に中学校の英語の教師を一年ばかりやっております。それ以後三十年間テレビの仕事をしていくわけですね。同窓会がありまして参りましたら、先生が三十年間テレビでやっていたことよりも、先生が英語の先生をしていた一時間の授業の方がわれわれにはよっぽど役に立っていますし、その方がいつでも先生をなつかしく思い出さうとすることがあります、こう言うわけですね。

ですから、私が本委員会でも最後に指摘をしておきたいことは、キャンパスライフというものは、学生にとりましては、学校へ行つて教授の人格に接し、そしてその人格的薫陶を受け、キャンパスにあって友情をはぐくみ、その間先生と常に討論を重ねて四年間のキャンパスライフを送る、これが教育の根幹だと思います。私が長年の間テレビをやっている、テレビの電波、二十四インチの画面から色つきで懇切丁寧な情報を、本人が何の努力もしないのに一方的に雨あられのように頭の上から降り注いだって、そんなものはちっとも身につくはずありません。私はそのことが本当に言いたかったんです。教育の根幹に触れる四年制の大学を、しかも国立でつくろうという、こういうときに、一方面的に結果として現実には二十四インチの画

面から努力もなしに浴びせかけられる情報の洪水というものが真に国民の勉強を促すという二一にこたえるものか、その点を十分に私は本委員会においてさらに検討を加えていただきたい、そのことについて重大な懸念を表明いたしました私の質問を終わります。ありがとうございます。

○青島幸男君 続けて質問をさせていただきます。

勝又先生は発案者でおいでなすって、いまの中村さんに対する御答弁で言い足りないところがある。御不満のようでございますので、私の時間の中で差し上げますんで、同じ質問を申し上げますから、ひとつ……。

私、御質問申し上げるのは全く同様の趣旨でございます。実際に学問というものは、少なくとも大学の学問というのは、ある種の情熱が支えになつてゐる。実際に知識を授けるというだけならば、それはテレビやラジオでも十分だろうけれども、実際には、先ほども議論になつておりますように、放送法とのたてまえから、何か毒にも薬にもならないようなものをいろいろ突き合わせ、無色透明と申しますか、だれが見てもおかしくない、そのかわりだれが見てもためにならないというふうなものを流して、これが果たして自己研さんの勉強になるかどうか。実際大学に行つて何を勉強できたかと言いますと、やっぱり独断とか偏見とか、それから友達に徹底的に理論をくめたりやり込められる、あいつに何とかやしい思いをしたから言い返してやりたいたいと思つて本を読みますね。あの教授の言っていることはどうも間違いない、やっぱりあの人の考え方にはどうしてものついでいけない、あの先生を一回やり込めてやろう。そういうときに私はやっぱり学問というのは成り立つんだと思ひます。そういうお互い青春時代を過ごしてまいりまして、そういうことがやっぱり一番実になつていて、うちで引っくり返つて見ればそれが学問になるとはななとお考えになつていらつしやらないと思ひます。その点がいま中村さんと同じ御意見だと思ひます。その点を大変

疑問に私も思ひましたので、重ねてお尋ねいたします。

○勝又武一君 答弁の機会を与えていただきました。心から感謝を申し上げます。

私たち参議院の文教委員会の方で、実はずいぶん議論もいたしました。私ももちろん政府案について質疑をいたしましたが、その中で一番指摘したいのは、いま御指摘になつていらつしやる点と全く同じなんです。私たちも放送大学の中の最大の欠陥というのはそこにある。つまり放送だけがオールマイティーではない、むしろゼミナールがない大学というのがある得るのかと。そしてまた、地方学習センターの充実を図るというのにもまたそこにある。そういう意味では、約三分の一をスクーリングなりゼミナールなり、そういうことに注いでいく、そしてまた家庭学習をやるためのそれぞれの教材、そういうものについての努力というのは政府案にきわめて薄いということとを指摘をいたしました。そういう意味で言へば、やはりこの放送大学の放送、テレビ放送の分野というのは三分の一というふうな政府案は言つておりますけれども、むしろ私たち社会党案におきましては、それはもつとつとその範疇というのには少なくなる。そしてむしろ地方学習センターの充実なり、それから夏季休業中、夏休み等々を利用した特に地方学習センターにおきましてスクーリングですね、これらについて最大の力点を置くべきだということを申し上げてきたわけでありました。

そのごく限られた一部の放送の中におけるテレビ受像という中で、たまたま私が先ほど言ひましたように、五分、十分大衆教授がしゃべるよりは、テレビ受像を利用して五秒、十秒でもわかり得るということをやりました。そういう限られた分野の中の一部のごときでございまして、特にNHKに行きましたときに、顕微鏡を使つての講義というのをやりました。そういうふうな五分、十分かかつて説明するよりは、顕微鏡を使つてそういうテレビ受像を使つてやれば、三秒、五秒でもわかり得るというきわめて限られた分野のこと

を申し上げたのでございまして、私の真意は、何か三秒、五秒でテレビが大学教育すべてを行ひ得るなんというのを毛頭申し上げてゐるつもりではございせんので、私の申した真意を御理解賜りたいと思ひます。

○青島幸男君 よく了解いたしましたし、前質問者も了解したと思ひます。(了解しました)と呼ぶ者あり)

実際にNHKでいま教育講座みたいなものが行われておりますけれども、NHKも最初はやっぱり大学卒業資格を与えるところまで考えようかという御趣旨もあつたかと思ひますけれども、実際に放送法とのたてまえで、そういうことがやりにくいんじゃないかということでも教育講座にとどめてゐるというのは、私はやっぱりNHKの見識だと思ひます。それ以上のことはちよつとやり得ないだらうということですね。

また、皆さん方NHKの高校向けの放送を實際ごらんになつていらつしやるかどうかわかりませんが、大変あるものは高度でむずかしいですね。ですから、一般の社会人もしくは家庭に入つた主婦の方々にも生涯教育の場として開かれる教育の場というのは確かに有効ですが、しかし、そういう実際に社会人あるいは家庭に入つた方々に教育の場を与えるということ、これは全く別のことですね。これを一つのこととまとめてやろうとすると、これは間違ひがあると思ひます。

実際にアンケートなどで調べますと、そういう欲求があることは確かでございます。ただ、テレビで跳んだりねたり、あるいは音楽番組をながめてゐるというおもしろおかしい時代はもう過ぎましてね。テレビの持つてゐるメディアの力、教育といひますか、あるいは知的好奇心を満たすといふこと、人を育てるのにこれほどやっぱり大きなものはございせん。いまやその時代になりつつありますので、方々で、新聞社などで行ひますカルチュアセンターなどにたくさんの方がおいでになります。これはすばらしいことだと思ひます。

そういう方々が、アンケートの結果として、そういう生涯教育の場のような放送があればありがたいなと思ひになるのは当然だと思ひます。しかし、それはやっぱりNHKで行われているような教養番組程度のことであると思ひますね。四年と申しません、一年でも、実際に語学など、数学などの場合特に継続的にきちんと見てまいりませんとわかりません。ついてまいりません。ということとは大抵の場合投げ出してしまふんですね。私どもは正月にいつも意を決して何か誓いを立てますように、NHKさん見てもわかりませんが、何かこう語学講座なんか開きますと、最初はパンフレットの売れ行きが大変いいんだそうです。三カ月、六カ月たちますと、半分以下、三分の一になつてしまふというように大変興味を持って接しにはなるでしょうけれども、実際にこの大学ができたとして、国でやることで、実際大学卒業程度の資格を持った人が世の中に出たときに、何だ、放送大学というのは何を教えるのだ、ほかの大学で受けてきた教育とまるで違ふじゃないか、これじや給料も大学卒分はやれない。ほかの大学卒業程度の方と同じように受験資格が与えられないというような結果になりますと、今度は国の威信にもかかわりますね。そのためには相当過酷なカリキュラムを組まなければならぬことになりまふ。それは、一年のうちにはよろしゅうございませう。二年、三年、四年となりまふと錯綜してまいりまふ。そうすると、その時間割りを、その授業を見ようと思ふためにはきちんと自分で作成いたしまして、何時何時には私の何の時間があるから見なければならぬ。飛んで帰つて見るようなことにならなかりませうね。その上にスクーリングにも参加しなかりませう。体育の授業も受けなかりませう。しかも、私先ほど申し上げましたように、実際に教授に解れてかかんがくが議論をするチャンスもわりあい少ない。しかも通信教育と違ひますから本で反するわけにはいかない。どなたもビデオカセットを持つていらつして、自分の受けたい授業をビデオ

に撮つておいていつでも見られるという状況になるのはほど遠いことだと思ひますし、莫大な経済的な出費を要求することになりますね。それも不可能でしょう。そうなりますと、離島、僻地に実際おいでになる方が実際に大学卒業程度の学力と資格を持つたために情熱を費やすとしたら相当過酷なことを強いなかりませう。しかし、文部省も言われるように、ただ寝ていれば学問はできるといふものではないんだと、そのためにパンフレットも支給するし、教科書も与えるし、お集まりもいただくんだと、それならなぜテレビでやる必要があるんだかというのを私はさらに申し上げたいですね。

それで、もう一つ基本的な問題としてお承りしたいのは、放送大学はラジオ一波とそれからテレビ一波をお持ちになるわけでしょう。そのラジオ一波とテレビ一波と両方をお持ちになるということのゆえんはどういうところにあるのですか。

○政府委員(宮地實一君) 放送大学については基本的なお尋ねがあつたわけでございますが、ラジオとテレビとそれぞれ一波を放送大学のために電波が確保されているわけでございまして、そういう電波といひますか、そういうものを教育に使うといひますか、放送を教育に使う必要といひますか、そういうようなものについては私もやはり基本的には有効な手段だと、かように考えているわけでございませう。

そして、お尋ねの点はテレビとラジオとどうして二つやるのかというお尋ねでございますが、それぞれテレビなりラジオにふさわしい特性といひますか、そういうものを備えた番組をそれぞれ考えるということも基本に考えております。そして、私も、放送教育開発センターで具体的な実験番組もつくりまして研究もいたしておるわけでございまして、そういう従来からの蓄積といひますか、検討を踏まえまして御提案を申し上げては、わけでございますので、教育の中身としましては、もちろん先生御指摘のように、それはテレビだけで教育ができることは決して私どもも考えているわ

けではございませう。全般的な教育形態としては放送視聴で三分の一、それからスクーリングで三分の一、それから印刷教材。これはもちろん通信教育の場合のような添削というような事柄も考えられるわけでございませうが、そういうような内容で、そういう意味でこれからの新しい大学のあり方としてひとつぜひとも実現をさしていきたいというところで、過去十年來検討を続けてきたものを受けて御提案を申し上げているわけでございませう。

○青島幸男君 お聞きになつてゐる方も十分御理解いただけたなかつたと思ひますが、私も全くわかりませんでした。どうしても放送によつて大学を開かれたものにしたいと、こういうお考えでしたら、結論から申しまして私はラジオだけでいいんじゃないかと思ひますね。あくまでもこれは補足的な手段なわけですね、テレビを通じて行うにしても。そうすると、ニュース番組を提供するようにその都度違うわけではございませう。一年間なら一年間、これを四年間積み立てるということも綿密に計画なすつて発足なさるわけでしょう。そうなりますと、大体どういう内容でカリキュラムを進めていかれるのかということはお明白に事前にわかっているわけですね。そうなりますと、ラジオだけで行われても、図形によるものもなければ理解が進まないとかそういうものは十分にパンフレットその他であがいがつくんじゃないですか。私も学校におりまして勤勉な学生だつたとは申しませんが、四年間の教養課程の中でどうしても映像とともにやらなければ受けられないかつた、あるいは進められなかつたという授業は記憶にないんですが、何ですかね、私はそのテレビをいきなり御採用になつたといふところの裏には、テレビといふものの影響度の大きさはさることながら、何かこう華やかで、すぐ飛びつきそうで、しかも大規模で金がかかりそうで、天下り先も多そうだから、何かはでばでしいところへすぐ短絡に結びついていくような感じがして、実際にわが国の大学教育を受けたいという熱意のある

人々に十分こたえるためにということではなくて、むしろ文部省の権益拡張と申しますか、はでばでしいところに乗り込んでというような底意しか感じられぬような気がしてしようがないんです。

実際に教育を行うんだつたら、私、放送による大学の教育はあり得ないと思ひますが、百歩譲つて放送による補足的な手段がもし有効であるとするならば、それはラジオで十分なんじゃないか。しかも短波で行えば海外へも通じるくらいで、きわめて小さな手段で小資本で行えるわけでしょう。しかも、実際に繰り返し繰り返し反復、学生さんたちが授業を受けるためには、いまカセットのいいのも少額でありますし、極端な場合ウォークマンなんて便利な機械もありますね。通勤、通学と申しますか、通勤の間あるいは農作業の間、ウォークマンで授業を受けられるということも可能なのではないか。しかも、そんなに高くないですね、あれは。それで、どなたでもカセットはいまお持ちになれるチャンスがありますし、実際にいいタイムスイッチもございまして、実際には何時何時に飛んで帰らなくともカセットにとつておけまふ。それでそのまゝ授業を受けるということとは、ビデオを用意するだとかあるいはパラボラアンテナで実際に宇宙中継を通じて受けようというようなことまでお考えでしたら、もつと軽微な経済的な負担で、あるいは語学なんかの場合、私は絵が實際映るよりは音声だけの方がいいんじゃないかと思ひますね。しかも、鉱石ラジオのころからの歴史的な推移を私ここで申し上げるつもりは毛頭ございませうが、まず、鉱石ラジオがあつて、それからラジオができました。それと同じように、ラジオのラジオによる受験講座とかラジオによる教育講座といふのはずっと歴史を重ねてまいりましたね。いかに視覚に訴えないでラジオで十分な教育がなされるかといふことは歴史的にずいぶん考察も研究もなされてはゐるはずで、いきなりテレビに飛ぶといふのもいかがかと思ひますね。その点を十分に踏まえて御検討になつてゐるのかど

うかというのは実に疑問に思っているわけなんです。

それからまた、もう一つ申し上げますと、東大生はなぜ珍重されるのか。なぜ早稲田だの慶応だのというところに人々は集中するわけですか。やっぱり東大に入るにはむずかしい試験受けなきゃなりません。というのは、あまたの人をけ散らして——その批判はどうあるかと、現在の大学受験制度の問題とは別に、すべての学生さんはやっぱり東大へ入れれば入りたいたいと思っていらっしゃるんでしょ。一体どこで挫折し、どこで妥協するかですね。やっぱり寝る時間をどれだけ詰めて東大に挑戦できるかということがその人の青春の時期をあるいは決定するのかもしれないですね。ですから、学歴偏重の時代だと言っても悪い点ばかりでは私はないと思います。どの点で妥協するかということが問題だと思えますね。おれはやっぱり東大は無理なんだからこの辺でいいや、早稲田にしよう、これは無理だからもう一ランク下げよう、もう一ランク下げよう、ついには放送大学に下げようということになるわけですよ。狭き門だからこそ東大は意味があるんじゃないですか。大ぜい優秀な学生さんとその苦節をくぐり抜けてきた人々が相接してかんかんがくがく論じ合うんで、ますます切磋琢磨され、あるいは学問的向上心を醸成されて、ますます優秀な学生さんが育つんじゃないですか。だれでもうちで寝ていれば見られるというようないや——とも申しませんが、それなりに苦勞も強いられるでしょうが、開かれた大学を卒業したからといってそれが社会的に珍重しますか。このためにいまの学歴偏重の社会が本当に根柢から覆されるようなりつばな放送大学ができれば、私はもう言うことはございせんが、とても信じかねるんで、ここで苦言を呈しているわけです。

なぜラジオを飛び越えていきなりテレビに発想が飛びついたのかというところからまずお尋ねしたいと思います。

○委員長(降矢敬義君) 簡潔にお願いします。

○政府委員(宮地實一君) 放送を教育に利用するということを基本的に取入れようということについての御議論が基本にはあるかと思いますが、私どもとしては放送を教育のために使うということはやはり有効適切なことだというぐあいに考えております。もちろん電波というものはラジオ、テレビ両方あるわけございまして、そのために放送大学のために現に全国ネットとしてテレビ、ラジオいずれも一波それぞれ確保されているわけございまして、それを有効にどのように使うかという使い方につきまして、従来専門家によりまして御検討をいただいていたわけございまして、そういう基本的な考え方といたしましては、そういう放送の持つ教育的機能を十分發揮させるために既存の放送事業者とは別個に非営利の教育専門局を考へるというようなことは、私どもは郵政省に置かれております臨時放送関係法制調査会からもそういう回答がなされているということを知っています。そのわけでございまして、放送大学がその教育のための専門局をみずから持ち放送を実施し、そして大学を持つということでの放送大学を御提案申し上げているわけございまして、

なお、私どもといたしましては、もちろんこれを契機といたしまして既存の大学の積極的な改革と申しますか、その一つのすべがにもしたいというところを念願として考えているものでございまして、

○青島幸男君 全く私の質問にストレートにお答えいただいてないわけです。私はテレビ、ラジオその他の放送媒体を教育に使うということを責めているわけではございせん。確かにラジオで聞いたり、テレビで見たりすることは教育に役立つことはまさにそのとおりだと思えます。ですから、私は常々NHKの三チャンネルを見させていただいておりまして、勉強させていただいております。これは大変結構なことだと思っております。ですから、教養講座ぐらいいにとどめるのがせめて精いっぱいのところだろうと。教育に放送を使うことは、

実際有効であろうし、効果のあることだと思えます。

すが、そのことによつて大学卒業程度の資格を与えるような四年制の大学をいきなりつくつてしまふのは無理があるだろうということをする申し上げておるわけですが、

大臣にも一言所信をお聞かせいただきたいと思いますが、私、いままで申し上げましたのは大学の卒業程度を与えるということと、一般の方々に生涯教育のチャンスを与えるということは全く別問題であつて、大学ということは実際には自己研さんの場であつて知識を流し込むところではないというところから、教育に放送を使うことは一向に差し支えないことですが、そのことによつて資格を与える大学をつくるということの基本的な疑問、これを大臣はお考えにならないのかどうか。あるいはお持ちになるとすればどういふ問題点をお持ちになつておられるのか。どういふ打開策があるとお考えになつてこの法案に取り組んでいらつしやるのか、その御見解を明確に承りたいと思ひます。

○國務大臣(田中龍夫君) 青島先生の御意見は、まことにそういう点も貴重な御意見だろうと存じます。しかしながら、いま思ひついてどういふ問題ではないかと、十年という経過をたどりまして今日までずっと研究し審議されてまいつたものでございまして、確かに先生のお話のような点は十二分に私は貴重な御意見といたしまして拝聴させていただきます。

○青島幸男君 以上申し上げましたように、私は放送を使つて大学教育を行つて、しかも卒業資格を与えるというやうなやり方は基本的についていけないし、あるべき姿のものではないと思ひます。社会党案も、かなりの点で、政府案の疑点をつまびらかにすつたり、あるいは疑点について新たな工夫もなすつたりというところもお見受けしますし、評価も私いたしますが、このことによつて大学卒業資格を与えるという、学問の自由と真つ向から対立するような放送によつて事を行うことは基本的には反対だと思ひます。しかも、るるこの委員会でも論じられましたように、いままで

の既成の電波行政あるいは確立した電波の三十年來定着したこの行政のあり方を基本的に混乱させるような大きな問題も秘めておりますし、また多くの先生方御指摘になりましたように、思想統制の問題とかその他の点で、あるいは教育にかかわる問題ですから、実に国家百年の計の上で、ゆゆしき問題をたくさんはらんでおります。で、伺つてみますと、実際やつてみなければ、どうなるかわからないという文部省の御答弁もありません。実際に、この程度のことだろう、やつてみなきゃわからないというやうなことで、こんな重大な問題を決してしまつて見切り発車してしまうということとは、実にゆゆしき問題を後に残すのではないかとどういふふうに考えます。いまはいいだろうと言つていふうちに、やがてだれにも手のつけられないやうな怪獣に育つてしまつてから、あわてふためいても仕方がないことです。このことは、私はこの委員会のメンバーの一人として、ここに列席をさせていただいていふことからも、みずから振り返つて、このことだけは明確に申し上げなければならぬのは、文部省のこの法案について、賛成多数で、はい、通りましてと言つて、通してしまふやうなことのないやうに、もう一度よくよく検討なさつて、これ、だれから見ても疑問の余地がないものであるというやうなところまで詰めていただきたいということをごで明確に皆さん方に要望いたします。伏してお願いしても結構だと思ふやうなこの点について情熱を持っております。ぜひもう一度御検討ありたいとお願ひを申し上げます。

○委員長(降矢敬義君) 他に御発言もなければ、本連合審査会はこのことについて終了することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。よつて、連合審査会は終了することに決定いたしました。これにて散会いたします。

午後六時六分散会

昭和五十六年六月九日印刷

昭和五十六年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W